

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

○産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号) (第一条関係) . . . . . 1

○投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号) (第二条関係) . . . . . 68

○独立行政法人工業所有権情報・研修館法(平成十一年法律第二百一号) (第三条関係) . . . . . 72

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百四十五号) (第四条関係) . . . . . 76

(附則)

○国立研究開発法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第二百三十三号) (附則第七条関係) . . . . . 78

○独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百四十七号) (附則第八条関係) . . . . . 79

○特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号) (附則第九条関係) . . . . . 83

○株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号) (附則第十条関係) . . . . . 84

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第百十三号) (附則第十条関係) . . . . . 85

○国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号) (附則第十一条関係) . . . . . 86

○所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号) (附則第十二条関係) . . . . . 88

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号) (附則第十三条関係) . . . . . 90

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進</p> <p>第一節 新技術等実証及び新事業活動の促進（第五条の二―第十四条）</p> <p>第二節 新技術等効果評価委員会（第十四条の二―第十四条の六）</p> <p>第三章 産業活動における新陳代謝の活性化</p> <p>第一節 新たな事業の開拓</p> <p>第一款 外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進（第十五条―第二十一条）</p> <p>第二款 革新的技術研究成果活用事業活動の促進（第二十一条の二―第二十一条の十一）</p> <p>第三款 特定新需要開拓事業活動の促進（第二十一条の十一―第二十一条の十七）</p> <p>第四款 研究開発施設等の活用（第二十一条の十八）</p> <p>第五款 募集新株予約権の機動的な発行（第二十一条の十九）</p> <p>第一節の二 事業適応の円滑化（第二十一条の二十一―第二十一条の三十五）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進</p> <p>第一節 新技術等実証及び新事業活動の促進（第五条の二―第十四条）</p> <p>第二節 新技術等効果評価委員会（第十四条の二―第十四条の六）</p> <p>第三章 産業活動における新陳代謝の活性化</p> <p>第一節 新たな事業の開拓</p> <p>第一款 特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進（第十五条―第二十一条）</p> <p>第二款 革新的技術研究成果活用事業活動の促進（第二十一条の二―第二十一条の十一）</p> <p>第三款 研究開発施設等の活用（第二十一条の十二）</p> <p>第一節の二 事業適応の円滑化（第二十一条の十三―第二十一条の二十八）</p>

第二節 事業再編の円滑化（第二十二條―第四十六條の二）  
第三節 事業再生の円滑化（第四十七條―第六十五條の六）  
第四節 場所の定めのない株主總會等の活用（第六十六條）  
第五節 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進（第六十七條―第七十九條）

第四章 株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援  
等

第一節 総則（第八十條―第八十五條）

第二節 設立（第八十六條―第九十一條）

第三節 管理（第九十二條―第一百條）

第四節 業務（第一百條―第一百四條）

第五節 国の援助等（第一百五條）

第六節 財務及び会計（第十六條―第二十條）

第七節 監督（第二十一條―第二十三條）

第八節 解散等（第二十四條・第二十五條）

第五章 中小企業の活力の再生

第一節 創業等の支援（第二十六條―第三十二條）

第二節 中小企業再生支援体制の整備（第三十三條―第四十條）

（四十條）

第六章 雑則（第四十一條―第五十條）

第七章 罰則（第五十一條―第六十二條）

附則

第一章 総則

第一条（略）

第二節 事業再編の円滑化（第二十二條―第四十六條）  
第三節 事業再生の円滑化（第四十七條―第六十五條の六）  
第四節 場所の定めのない株主總會等の活用（第六十六條）  
第五節 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進（第六十七條―第七十九條）

第四章 株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援  
等

第一節 総則（第八十條―第八十五條）

第二節 設立（第八十六條―第九十一條）

第三節 管理（第九十二條―第一百條）

第四節 業務（第一百條―第一百四條）

第五節 国の援助等（第一百五條）

第六節 財務及び会計（第十六條―第二十條）

第七節 監督（第二十一條―第二十三條）

第八節 解散等（第二十四條・第二十五條）

第五章 中小企業の活力の再生

第一節 創業等の支援（第二十六條―第三十二條）

第二節 中小企業再生支援体制の整備（第三十三條―第四十條）

（四十條）

第六章 雑則（第四十一條―第五十條）

第七章 罰則（第五十一條―第六十二條）

附則

第一章 総則

第一条（略）

(定義)

第二条 (略)

2 6 (略)

(削る)

7 | (略)

8 | この法律において「外部経営資源活用促進投資事業」とは、

投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）が行う事業者に対する投資事業であつて、当該事業者がその事業の生産性を向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を開拓することを目指して自らの経営資源以外の経営資源を活用して行う事業活動の促進に資するものとして経済産業省令で定めるものをいう。

9 | 10 | (略)

11 | この法律において「特定新需要開拓事業活動」とは、事業者が大学等（大学その他の研究機関であつて経済産業省令で定め

(定義)

第二条 (略)

2 6 (略)

7 | この法律において「特定新事業開拓投資事業」とは、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）が行う新事業開拓事業者に対する投資事業（主として事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者に対するものであることその他の経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。）であつて、当該新事業開拓事業者に対する積極的な経営又は技術の指導を伴うことが確実であると見込まれるものとして経済産業省令で定めるものをいう。

8 | (略)

9 | この法律において「外部経営資源活用促進投資事業」とは、投資事業有限責任組合が行う事業者に対する投資事業であつて、当該事業者がその事業の生産性を向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を開拓することを目指して自らの経営資源以外の経営資源を活用して行う事業活動の促進に資するものとして経済産業省令で定めるものをいう。

10 | 11 | (略)

(新設)

るものをいう。)と共同で行う研究開発と一体的に行う事業活動であつて、新たな需要を開拓することを目的として、当該研究開発により創出される技術及びこれに関連する技術について、産業標準化(産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号(第二条第一項に規定する産業標準化をいう。第二十一条の十七において同じ。))をすることが必要であるもの、国際標準化(同法第二条第二項に規定する国際標準化をいう。第二十一条の十三第三項第三号及び第二十一条の十七において同じ。))をすることが必要であるもの、知的財産権(知的財産基本法(平成十四年法律第百二十二号)第二条第二項の知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。第二十一条の十七並びに第一百一条第一項第十号及び第十一号において同じ。))の取得及び活用をすることが必要であるもの又は秘匿することが必要であるものに分類し、当該分類に基づき計画的に展開するものをいう。

12 この法律において「事業適応」とは、事業者が、産業構造又は国際的な競争条件の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを目指して行うその事業の全部又は一部の変更(取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定を伴うものに限る。)であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(削る)

12 この法律において「事業適応」とは、事業者が、産業構造又は国際的な競争条件の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを目指して行うその事業の全部又は一部の変更(取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定を伴うものに限る。)であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 予見し難い経済社会情勢の変化によりその事業の遂行に重大な影響を受けた事業者がその事業の成長発展を図るために行うもの

一・二 (略)

13 この法律において「生産工程効率化等設備」とは、生産工程の効率化によりエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する設備その他の事業適応（前項第二号に該当するものに限る。）に資する設備として主務省令で定めるものをいう。

14 この法律において「産業競争力基盤強化商品」とは、エネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する半導体、自動車（専ら化石燃料を内燃機関の燃料として用いるものを除く。）、鉄鋼、基礎化学品（化学製品の原材料である化学品（化石燃料に由来するものを除く。）をいう。）、燃料その他事業適応（第十二項第二号に該当するものに限る。）に資する商品として政令で定める商品であつて、今後の我が国産業の基盤となることが見込まれ、かつ、国際競争に対応して事業者が市場を獲得することが特に求められるものとして主務省令で定める要件に該当するものをいう。

15・16 (略)

17 この法律において「事業再編」とは、事業者がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更（当該事業者の関係事業者及び外国関係法人が行う事業の構造の変更を含む。）を行うものであること。

イ〜フ (略)

ワ 有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合をいう。第二十八項において同じ。）に対する出資

二・三 (略)

13 この法律において「生産工程効率化等設備」とは、生産工程の効率化によりエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する設備その他の事業適応（前項第三号に該当するものに限る。）に資する設備として主務省令で定めるものをいう。

14 この法律において「需要開拓商品生産設備」とは、エネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する商品その他の事業適応（第十二項第三号に該当するものに限る。）を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品として主務省令で定める商品の生産に専ら使用される設備をいう。

15・16 (略)

17 この法律において「事業再編」とは、事業者がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更（当該事業者の関係事業者及び外国関係法人が行う事業の構造の変更を含む。）を行うものであること。

イ〜フ (略)

ワ 有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合をいう。第二十六項において同じ。）に対する出資

カ (略)

二 (略)

18| この法律において「特別事業再編」とは、事業再編のうち、  
中小企業者（常時使用する従業員の数が二千人以下のものに限  
る。）又は中堅企業者であつて、他の事業者（当該中小企業者  
又は当該中堅企業者の関係事業者及び外国関係法人を除く。以  
下この項、第二十四条の二及び第二十四条の三第二項において  
同じ。）の経営の支配又は経営資源の取得（主務省令で定める  
要件を満たすものに限る。第二十四条の二第三項第四号及び第  
六項第三号において同じ。）を行ったことがあるものが、当該  
他の事業者以外の他の事業者の経営資源を自らの経営資源と一  
体的に活用し、新たな需要を相当程度開拓することを目的とし  
て、次に掲げる措置により事業の全部又は一部の構造の変更を  
行うものをいう。

一| 吸収合併

二| 吸収分割

三| 株式交換

四| 株式交付（他の会社（関係事業者を除く。第六号において  
同じ。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保  
有することとなるものに限る。）

五| 事業又は資産の譲受け

六| 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社の総株主又  
は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する  
こととなるものに限る。）

19|  
23| (略)

24| この法律において「中堅企業者」とは、常時使用する従業員

カ (略)

二 (略)

(新設)

18|  
22| (略)

(新設)

の数が二千人以下の会社及び個人（中小企業者を除く。）をいう。

25 | 37 | (略)

第三条 | 第五条 (略)

第三章 産業活動における新陳代謝の活性化

第一節 新たな事業の開拓

第一款 外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究

成果活用支援事業の促進

(外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針)

第十五条 経済産業大臣及び文部科学大臣（文部科学大臣にあつては、次項第二号に掲げる事項に限る。）は、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針（以下この款において「実施指針」という。）を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(削る)

一・二 (略)

23 | 35 | (略)

第三条 | 第五条 (略)

第三章 産業活動における新陳代謝の活性化

第一節 新たな事業の開拓

第一款 特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用

促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進

(特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針)

第十五条 経済産業大臣及び文部科学大臣（文部科学大臣にあつては、次項第三号に掲げる事項に限る。）は、特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針（以下この款において「実施指針」という。）を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定新事業開拓投資事業の実施方法に関する事項その他特定新事業開拓投資事業に関する重要事項

二・三 (略)

(削る)

(特定新事業開拓投資事業計画の認定)

第十六条 特定新事業開拓投資事業を実施しようとする投資事業有限責任組合は、当該特定新事業開拓投資事業に関する計画（以下この条、次条及び第百四十九条において「特定新事業開拓投資事業計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 特定新事業開拓投資事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定新事業開拓投資事業を実施する投資事業有限責任組合に関する事項

二 特定新事業開拓投資事業の内容及び実施時期

三 特定新事業開拓投資事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定新事業開拓投資事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 実施指針に照らし適切なものであること。

二 当該特定新事業開拓投資事業計画に係る特定新事業開拓投資事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 経済産業大臣は、第一項の認定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る特定新事業開拓投資事

業計画の内容を公表するものとする。

(特定新事業開拓投資事業計画の変更等)

(削る)

第十七条 前条第一項の認定を受けた投資事業有限責任組合(以下「認定特定新事業開拓投資事業組合」という。)は、当該認定に係る特定新事業開拓投資事業計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、認定特定新事業開拓投資事業組合が当該認定に係る特定新事業開拓投資事業計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定特定新事業開拓投資事業計画」という。)に従って特定新事業開拓投資事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 経済産業大臣は、認定特定新事業開拓投資事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定特定新事業開拓投資事業組合に対して、当該認定特定新事業開拓投資事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 経済産業大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

第十六条・第十七条 (略)

第十七条の二・第十七条の三 (略)

(投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例)

第十七条の二 認定外部経営資源活用促進投資事業者(当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、その組合員)は、組合契約において、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項各号に掲げる事業のほか、各当事者が共同で、外国法人(同法第二条第一項に規定する外国法人をいい、新たに設立されるものを含む。以下この項において同じ。)の発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)若しくは指定有価証券(同法第三条第一項第三号に規定する指定有価証券をいう。)若しくは外国法人の持分若しくはこれらに類似するもの又は外国法人のために発行される暗号資産(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。)の取得及び保有(認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従つて行われることについて経済産業大臣の確認を受けたものに限る。)の事業を営むことができる。

2 前項に規定する事業を営むことを約して成立した投資事業有限責任組合の組合員(認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、同項に規定する事業を営むことを約した投資事業有限責任組合の組合員)に対する投資事業有限責任組合契約に関する法律第七条第四項の規定の適用については、同項中「第三条第一項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第十七条の二第一項に規定する事業以外の行為」と、「同項に掲げる事業以外の行

(投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例)

第十七条の四 認定外部経営資源活用促進投資事業者(当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、その組合員)は、組合契約において、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項各号に掲げる事業のほか、各当事者が共同で、外国法人(新たに設立されるものを含む。以下この項において同じ。)の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券(同法第一項第三号に規定する指定有価証券をいう。第三十三条第一項において同じ。)若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有(認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従つて行われることについて経済産業大臣の確認を受けたものに限る。)の事業を営むことを約することができる。

2 前項に規定する事業を営むことを約して成立した投資事業有限責任組合の組合員(認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、同項に規定する事業を営むことを約した投資事業有限責任組合の組合員)に対する投資事業有限責任組合契約に関する法律第七条第四項の規定の適用については、同項中「第三条第一項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第十七条の四第一項に規定する事業以外の行為」と、「同項に掲げる事業以外の行

為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業及び同法第十七条の四第一項に規定する事業以外の行為」とする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う外部経営資源活用促進投資事業円滑化業務)

第十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、外部経営資源活用促進投資事業を円滑化するため、認定外部経営資源活用促進投資事業者が認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って外部経営資源活用促進投資事業を実施するために必要な資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

第十九条～第二十一条 (略)

第二款 革新的技術研究成果活用事業活動の促進

第二十一条の二～第二十一条の十一 (略)

第三款 特定新需要開拓事業活動の促進

(特定新需要開拓事業活動の実施に関する指針)

第二十一条の十二 経済産業大臣は、特定新需要開拓事業活動の実施に関する指針(以下この条及び次条第三項第一号において「実施指針」という。)を定めるものとする。

為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業及び同法第十七条の四第一項に規定する事業以外の行為」とする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う特定新事業開拓投資事業及び外部経営資源活用促進投資事業円滑化業務)

第十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、特定新事業開拓投資事業及び外部経営資源活用促進投資事業を円滑化するため、認定特定新事業開拓投資事業組合が認定特定新事業開拓投資事業計画に従って特定新事業開拓投資事業を実施するために必要な資金及び認定外部経営資源活用促進投資事業者が認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って外部経営資源活用促進投資事業を実施するために必要な資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

第十九条～第二十一条 (略)

第二款 革新的技術研究成果活用事業活動の促進

第二十一条の二～第二十一条の十一 (略)

(新設)

(新設)

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定新需要開拓事業活動の実施方法に関する事項

二 特定新需要開拓事業活動の実施体制の整備に関する事項

三 その他特定新需要開拓事業活動に関する重要事項

3 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。

4 経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

5 経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(特定新需要開拓事業活動計画の認定)

第二十一条の十三 特定新需要開拓事業活動を実施しようとする者(特定新需要開拓事業活動を実施する法人を設立しようとする者を含む。)は、その実施しようとする特定新需要開拓事業活動に関する計画(以下この条、次条及び第四百四十七条第一項第六号において「特定新需要開拓事業活動計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 特定新需要開拓事業活動計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定新需要開拓事業活動を実施する者に関する事項

二 特定新需要開拓事業活動の内容、実施体制及び実施時期

三 特定新需要開拓事業活動の実施に必要な資金の額及びその

(新設)

調達方法

3 | 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定新需要開拓事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 実施指針に照らし適切なものであること。

二 当該特定新需要開拓事業活動計画に係る特定新需要開拓事業活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該特定新需要開拓事業活動計画に係る事業の属する事業分野が、国際標準（産業標準化法第二条第二項に規定する国際標準をいう。）の活用により新たな需要の開拓を行うことが必要と認められる分野である場合にあつては、当該特定新需要開拓事業活動計画に国際標準化に関する方針が含まれるものであること。

4 | 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特定新需要開拓事業活動計画の内容を公表するものとする。

（特定新需要開拓事業活動計画の変更等）

第二十一条の十四 前条第一項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。以下「認定特定新需要開拓事業活動実施者」という。）は、当該認定に係る特定新需要開拓事業活動計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 | 主務大臣は、認定特定新需要開拓事業活動実施者が当該認定に係る特定新需要開拓事業活動計画（前項の規定による変更の

（新設）

認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定特定新需要開拓事業活動計画」という。）に従つて特定新需要開拓事業活動を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定特定新需要開拓事業活動計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定特定新需要開拓事業活動実施者に対して、当該認定特定新需要開拓事業活動計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

（独立行政法人工業所有権情報・研修館の行う助言業務）

第二十一条の十五 独立行政法人工業所有権情報・研修館は、認定特定新需要開拓事業活動実施者の依頼に応じて、当該認定特定新需要開拓事業活動実施者の行う認定特定新需要開拓事業活動（認定特定新需要開拓事業活動計画に従つて行われる特定新需要開拓事業活動をいう。次条において同じ。）の実施に関し必要な助言を行う。

（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の行う助言業務）

第二十一条の十六 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、認定特定新需要開拓事業活動実施者の依頼に応

（新設）

（新設）

じて、当該認定特定新需要開拓事業活動実施者の行う認定特定新需要開拓事業活動の実施に関し必要な助言を行う。

(調査等)

第二十一条の十七 政府は、事業者による特定新需要開拓事業活動の実施の円滑化のために必要があると認めるときは、産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用状況に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。

第四款 研究開発施設等の活用

第二十一条の十八 (略)

第五款 募集新株予約権の機動的な発行

第二十一条の十九 設立の日以後の期間が十五年未満の株式会社(次項及び第三項において単に「株式会社」という。)について、募集新株予約権(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。以下この条、第八十三条第一項及び第六十条第一号において同じ。)の発行に関し、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、同法第二百三十九条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第一号中「募集新株予約権の内容」

(新設)

第三款 研究開発施設等の活用

第二十一条の十二 (略)

(新設)

(新設)

とあるのは「募集新株予約権の内容（第二百三十六条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を除く。）」と、同条第四項中「種類株式発行会社」とあるのは「種類株式を発行している産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十九第一項の確認を受けた株式会社」とする。この場合において、同条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

2 | 株式会社は、前項の規定により読み替えて適用する会社法（以下この条において「読替え後の会社法」という。）第二百三十九条第一項の決議があつた場合には、その後株主となろうとする者その他の経済産業省令・法務省令で定める者に対し、当該決議があつた旨を経済産業省令・法務省令で定めるところにより通知し、又は通知に準ずるものとして経済産業省令・法務省令で定める措置を講じなければならない。

3 | 読替え後の会社法第二百三十九条第一項の決議による委任に基づき、取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会。次項前段において同じ。）が募集新株予約権の募集事項（会社法第二百三十八条第一項に規定する募集事項をいう。以下この項及び次項において同じ。）を定めたときは、株式会社は、その募集新株予約権を割り当てる日（次項第四号において「割当日」という。）の二週間前までに、株主に対し、当該募集事項を通知しなければならない。

4 | 読替え後の会社法第二百三十九条第一項の決議による委任に基づき、取締役がその募集事項を決定しようとする募集新株予約権について、同項第二号に規定する場合に金銭の払込みを要しないこととすること又は同項第三号に規定する場合の払込金額（会社法第二百三十八条第一項第三号に規定する払込金額を

いう。)が、当該募集新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件又は金額であるときは、会社法第三百九条第二項の規定による株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。この場合において、取締役は、当該株主総会において、当該条件又は金額で当該募集新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。

- 一 当該募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- 二 当該募集新株予約権を行使することができる期間
- 三 当該募集新株予約権の数の上限
- 四 当該募集新株予約権の割当日を当該決議の日から一年以内とする旨

5 前項の規定は、読替え後の会社法第二百三十九条第四項の種類株主総会の決議があつた場合について準用する。この場合において、前項中「第二百三十九条第一項の決議」とあるのは「第二百三十九条第一項の決議及び同条第四項の種類株主総会の決議」と、「同項第二号」とあるのは「同条第一項第二号」と、「第三百九条第二項の規定による株主総会の決議」とあるのは「第三百二十四条第二項の規定による種類株主総会の決議」と、「当該株主総会」とあるのは「当該種類株主総会」と読み替えるものとする。

第一節の二 事業適応の円滑化

(実施指針)

第二十一条の二十 経済産業大臣及び財務大臣（財務大臣にあつ

第一節の二 事業適応の円滑化

(実施指針)

第二十一条の十三 経済産業大臣及び財務大臣（財務大臣にあつ

ては、次項第一号ハ及び第二号ハに掲げる事項に限る。以下この条において同じ。）は、事業適応の実施に関する指針（以下この節において「実施指針」という。）を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

（削る）

一 情報技術事業適応（第二条第十二項第一号に該当する事業適応をいう。以下この号及び第二十一条の三十五第一項において同じ。）にあつては、次に掲げる事項

イ・ロ（略）

ハ 情報技術事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫（以下「

ては、次項第一号ハ、第二号ハ及び第三号ハに掲げる事項に限る。以下この条において同じ。）は、事業適応の実施に関する指針（以下この節において「実施指針」という。）を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 成長発展事業適応（第二条第十二項第一号に該当する事業適応をいう。以下この号において同じ。）にあつては、次に掲げる事項

イ 成長発展事業適応の促進の意義及び目標その他の成長発展事業適応に関する基本的事項

ロ 成長発展事業適応の実施に必要な研究開発、設備投資その他の成長発展事業適応の内容に関する事項

ハ 成長発展事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及び指定金融機関（第二十一条の十九第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。以下この項並びに第二十一条の十七第一項第一号及び第二号において同じ。）が果たすべき役割に関する事項

ニ その他成長発展事業適応に関する重要事項

二 情報技術事業適応（第二条第十二項第二号に該当する事業適応をいう。以下この号及び第二十一条の二十八において同じ。）にあつては、次に掲げる事項

イ・ロ（略）

ハ 情報技術事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して公庫及び指定金融機関が果たすべき

「公庫」という。)及び指定金融機関(第二十一条の二十六  
第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。次号  
ハ並びに第二十一条の二十四第一項第一号及び第二号にお  
いて同じ。)が果たすべき役割に関する事項

ニ (略)

二 エネルギー利用環境負荷低減事業適応(第二条第十二項第  
二号に該当する事業適応をいう。以下この号、第二十一条の  
二十四第一項第二号及び第二十一条の三十五第二項において  
同じ。)にあつては、次に掲げる事項

イ (略)

ロ エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施に必要な生  
産効率化等設備の導入並びに産業競争力基盤強化商品  
の生産及び販売その他のエネルギー利用環境負荷低減事業  
適応の内容に関する事項

ハ・ニ (略)

3 5 (略)

第二十一条の二十一〜第二十一条の二十三 (略)

(公庫の行う事業適応促進円滑化業務)

第二十一条の二十四 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平  
成十九年法律第五十七号。次項及び第三十五条において「公庫  
法」という。)第一条及び第十一条の規定にかかわらず、次に  
掲げる業務(以下「事業適応促進円滑化業務」という。)を行  
うことができる。

一 指定金融機関に対し、認定事業適応事業者が認定事業適応

役割に関する事項

ニ (略)

三 エネルギー利用環境負荷低減事業適応(第二条第十二項第  
三号に該当する事業適応をいう。以下この号及び第二十一条  
の十七第一項第二号において同じ。)にあつては、次に掲げ  
る事項

イ (略)

ロ エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施に必要な生  
産効率化等設備及び需要開拓商品生産設備の導入その  
他のエネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容に関する  
事項

ハ・ニ (略)

3 5 (略)

第二十一条の十四〜第二十一条の十六 (略)

(公庫の行う事業適応促進円滑化業務)

第二十一条の十七 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成  
十九年法律第五十七号。次項及び第三十五条において「公庫法  
」という。)第一条及び第十一条の規定にかかわらず、次に掲  
げる業務(以下「事業適応促進円滑化業務」という。)を行う  
ことができる。

一 指定金融機関に対し、認定事業適応事業者が認定事業適応

計画に従って行う事業適応のための措置のうち研究開発、情報技術を活用するために必要な投資、生産工程効率化等設備の導入又は産業競争力基盤強化商品の生産及び販売その他政令で定めるもの（次号及び第二十一条の二十六第一項において「認定事業適応関連措置」という。）を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務

二 (略)

2 事業適応促進円滑化業務が行われる場合には、事業適応促進円滑化業務をエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなし、かつ、同法第十七条の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句（次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句を除く。）は、それぞれ同条の表の下欄に掲げる字句とし、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十一条	(略)	(略)
第五十九条第一項	(略)	産業競争力強化法第二十一条の二十四第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

計画に従って行う事業適応のための措置のうち研究開発、情報技術を活用するために必要な投資、生産工程効率化等設備又は需要開拓商品生産設備の導入その他政令で定めるもの（次号及び第二十一条の十九第一項において「認定事業適応関連措置」という。）を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務

二 (略)

2 事業適応促進円滑化業務が行われる場合には、事業適応促進円滑化業務をエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなし、かつ、同法第十七条の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句（次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句を除く。）は、それぞれ同条の表の下欄に掲げる字句とし、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十一条	(略)	(略)
第五十九条第一項	(略)	産業競争力強化法第二十一条の十七第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

第七十三條第一 号	この法律	この法律（産業競争力 強化法第二十一条の二 十四第二項の規定によ り読み替えて適用する 場合を含む。）
第七十三條第三 号	第十一条	第十一条及び産業競争 力強化法第二十一条の 二十四第一項
第七十三條第七 号	第五十八條第二 項	第五十八條第二項（産 業競争力強化法第二十 一条の二十四第二項の 規定により読み替えて 適用する場合を含む。 ）
附則第四十七條 第一項	公庫の業務	公庫の業務（産業競争 力強化法第二十一条の 二十四第一項に規定す る事業適応促進円滑化 業務を除く。）

（事業適応促進円滑化業務実施方針）

第七十三條第一 号	この法律	この法律（産業競争力 強化法第二十一条の十 七第二項の規定により 読み替えて適用する場 合を含む。）
第七十三條第三 号	第十一条	第十一条及び産業競争 力強化法第二十一条の 十七第一項
第七十三條第七 号	第五十八條第二 項	第五十八條第二項（産 業競争力強化法第二十 一条の十七第二項の規 定により読み替えて適 用する場合を含む。）
附則第四十七條 第一項	公庫の業務	公庫の業務（産業競争 力強化法第二十一条の 十七第一項に規定する 事業適応促進円滑化業 務を除く。）

（事業適応促進円滑化業務実施方針）

第二十一条の二十五 公庫は、実施指針（第二十一条の二十第二項第一号ハ及び第二号ハに掲げる事項に限る。次条第一項第二号及び第二項において同じ。）に即して、主務省令で定めるところにより、事業適応促進円滑化業務の方法及び条件その他事業適応促進円滑化業務を実施するための方針（以下この条並びに次条第一項第二号及び第二項において「事業適応促進円滑化業務実施方針」という。）を定めなければならない。

2～4 (略)

(指定金融機関の指定)

第二十一条の二十六 (略)

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い、実施指針及び事業適応促進円滑化業務実施方針に則して事業適応促進業務に関する規程（次項及び第二十一条の二十八において「業務規程」という。）を定め、これを申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。

3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けることができない。

一 (略)

二 第二十一条の三十三第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ (略)

第二十一条の十八 公庫は、実施指針（第二十一条の十三第二項第一号ハ、第二号ハ及び第三号ハに掲げる事項に限る。次条第一項第二号及び第二項において同じ。）に即して、主務省令で定めるところにより、事業適応促進円滑化業務の方法及び条件その他事業適応促進円滑化業務を実施するための方針（以下この条並びに次条第一項第二号及び第二項において「事業適応促進円滑化業務実施方針」という。）を定めなければならない。

2～4 (略)

(指定金融機関の指定)

第二十一条の十九 (略)

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い、実施指針及び事業適応促進円滑化業務実施方針に則して事業適応促進業務に関する規程（次項及び第二十一条の二十一において「業務規程」という。）を定め、これを申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。

3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けることができない。

一 (略)

二 第二十一条の二十六第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ (略)

ロ 指定金融機関が第二十一条の三十三第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であった者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

第二十一条の二十七、第二十一条の三十二 (略)

(指定の取消し等)

第二十一条の三十三 主務大臣は、指定金融機関が第二十一条の二十六第四項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消すものとする。

2・3 (略)

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

第二十一条の三十四 指定金融機関について、第二十一条の三十三第三項の規定により指定が効力を失ったとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であった者又はその一般承継人は、当該指定金融機関が行った事業適応促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

(課税の特例)

第二十一条の三十五 (略)

2 認定事業適応計画に従って実施されるエネルギー利用環境負荷低減事業適応(当該エネルギー利用環境負荷低減事業適応)

ロ 指定金融機関が第二十一条の二十六第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であった者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

第二十一条の二十五 (略)

(指定の取消し等)

第二十一条の二十六 主務大臣は、指定金融機関が第二十一条の十九第四項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消すものとする。

2・3 (略)

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

第二十一条の二十七 指定金融機関について、第二十一条の三十三第三項の規定により指定が効力を失ったとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であった者又はその一般承継人は、当該指定金融機関が行った事業適応促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

(課税の特例)

第二十一条の二十八 (略)

(新設)

ための措置のうち産業競争力基盤強化商品の生産及び販売であつて、我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。)を行う認定事業適応事業者が、当該エネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として生産及び販売を行った産業競争力基盤強化商品については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

## 第二節 事業再編の円滑化

(事業再編の実施に関する指針)

第二十二条 経済産業大臣及び財務大臣(財務大臣にあつては、次項第四号に掲げる事項に限る。以下この条において同じ。)は、事業再編の実施に関する指針(以下この節において「実施指針」という。)を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

### 一 (略)

二 事業再編の実施方法に関する事項(次号に掲げる事項を除く。)

### 三 特別事業再編の実施方法に関する事項

四 事業再編のための措置のうち、合併、保有する施設の撤去若しくは保有する設備の廃棄若しくは生産性向上設備等の導入を行い、又は特別事業再編のための措置を行うのに必要な資金の調達のため円滑化に関して公庫及び指定金融機関(第三十七条第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。第七

## 第二節 事業再編の円滑化

(事業再編の実施に関する指針)

第二十二条 経済産業大臣及び財務大臣(財務大臣にあつては、次項第三号に掲げる事項に限る。以下この条において同じ。)は、事業再編の実施に関する指針(以下この節において「実施指針」という。)を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

### 一 (略)

二 事業再編の実施方法に関する事項

### 三 (新設)

四 事業再編のための措置のうち、合併、保有する施設の撤去若しくは保有する設備の廃棄又は生産性向上設備等の導入を行うのに必要な資金の調達のため円滑化に関して公庫及び指定金融機関(第三十七条第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。第三十五条第一項において同じ。)が果たすべ

三十五条第一項において同じ。)が果たすべき役割に関する事項

五 (略)

3 5 (略)

(事業再編計画の認定)

第二十三条 (略)

2 4 (略)

5 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 三 (略)

四 当該事業再編計画に係る事業の属する事業分野が過剰供給構造(供給能力が需要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる状態をいう。以下この号、第二十四条の二第六項第五号及び第四十六条第一号において同じ。)にある場合にあつては、当該事業再編計画に係る事業再編が、当該事業分野の過剰供給構造の解消に資するものであること。

五・六 (略)

6 (略)

第二十四条 (略)

(特別事業再編計画の認定)

第二十四条の二 事業者は、その実施しようとする特別事業再編

き役割に関する事項

四 (略)

3 5 (略)

(事業再編計画の認定)

第二十三条 (略)

2 4 (略)

5 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 三 (略)

四 当該事業再編計画に係る事業の属する事業分野が過剰供給構造(供給能力が需要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる状態をいう。第四十六条第一号において同じ。)にある場合にあつては、当該事業再編計画に係る事業再編が、当該事業分野の過剰供給構造の解消に資するものであること。

五・六 (略)

6 (略)

第二十四条 (略)

(新設)

- に関する計画（以下「特別事業再編計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。
- 2 二以上の事業者がその特別事業再編のための措置を共同して行おうとする場合にあっては、当該二以上の事業者は共同して特別事業再編計画を作成し、前項の認定を受けることができる。
- 3 特別事業再編計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 特別事業再編の目標
  - 二 特別事業再編による生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標
  - 三 特別事業再編の内容及び実施時期
  - 四 他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の実績に関する事項
  - 五 特別事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
  - 六 特別事業再編に伴う労務に関する事項
- 4 特別事業再編計画には、特別事業再編に係る措置の相手方である他の事業者、関係事業者及び外国関係法人が当該事業者の特別事業再編のために行う措置に関する計画を含めることができる。
- 5 特別事業再編計画には、認定を受けようとする事業者又はその関係事業者若しくは外国関係法人が、第二条第十八項第三号、第四号又は第六号に掲げる措置により事業の全部又は一部の構造の変更を行った後に、更に次に掲げる措置（当該変更に係る措置の相手方である他の事業者を相手方とするものに限る。）

- （）を行う場合には、当該措置に関する計画を含めることができる。
- 一 吸収合併
  - 二 吸収分割
  - 三 吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継
  - 四 事業又は資産の譲受け又は譲渡
- 6 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特別事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 実施指針に照らし適切なものであること。
  - 二 当該特別事業再編計画に係る特別事業再編が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
  - 三 特別事業再編を実施する者が、過去五年以内において、他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得を行っていること。
  - 四 当該特別事業再編計画に係る特別事業再編による生産性の向上が、当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。
  - 五 当該特別事業再編計画に係る事業の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあつては、当該特別事業再編計画に係る特別事業再編が、当該事業分野の過剰供給構造の解消に資するものであること。
  - 六 従業員の地位を不当に害するものでないこと。
  - 七 次のイ及びロに適合するものであること。
- イ 内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業者と

その営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

7 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特別事業再編計画の内容を公表するものとする。

(特別事業再編計画の変更等)

第二十四条の三 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定特別事業再編事業者」という。)は、当該認定に係る特別事業再編計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定特別事業再編事業者又は特別事業再編に係る措置の相手方である他の事業者、関係事業者若しくは外国関係法人が当該認定に係る特別事業再編計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定特別事業再編計画」という。)に従って特別事業再編のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定特別事業再編計画が前条第六項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定特別事業再編事業者に対して、当該認定特別事業再編計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

(新設)

5 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の認定について準用する。

(公正取引委員会との関係)

第二十五条 主務大臣は、事業再編計画について第二十三条第一項の認定(第二十四条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。)をしようとする場合又は特別事業再編計画について第二十四条の二第一項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。)をしようとする場合において、当該事業再編計画に従って行おうとする事業再編のための措置又は当該特別事業再編計画に従って行おうとする特別事業再編のための措置(以下この項において「事業再編関連措置」という。)が、当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されないおそれがある場合として政令で定める場合に該当するときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、あらかじめ公正取引委員会に協議するものとする。この場合において、主務大臣は、事業再編関連措置が当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるとともに、当該事業分野における内外の市場の状況、事業再編関連措置を講ずることによる生産性の向上の程度その他の当該意見の裏付けとなる根拠を示すものとする。

2 (略)

3 主務大臣及び公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る事業再編計画又は特別事業再編計画であって主務大臣が第

(公正取引委員会との関係)

第二十五条 主務大臣は、事業再編計画について第二十三条第一項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。)をしようとする場合において、当該事業再編計画に従って行おうとする事業再編のための措置(以下この項において「事業再編関連措置」という。)が、当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されないおそれがある場合として政令で定める場合に該当するときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、あらかじめ公正取引委員会に協議するものとする。この場合において、主務大臣は、事業再編関連措置が当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるとともに、当該事業分野における内外の市場の状況、事業再編関連措置を講ずることによる生産性の向上の程度その他の当該意見の裏付けとなる根拠を示すものとする。

2 (略)

3 主務大臣及び公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る事業再編計画であって主務大臣が第二十三条第一項の認定

第二十三条第一項又は第二十四条の二第一項の認定をしたものに従つてする行為について、当該認定後の経済事情の変動により事業者間の適正な競争関係を阻害し、並びに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害することとならないよう、相互に緊密に連絡するものとする。

(現物出資及び財産引受の調査に関する特例)

第二十六条 事業者が認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画(以下この節において「認定計画」という。)に従つてその財産の全部又は一部を出資し、又は譲渡することにより新たに株式会社を設立する場合における当該新たに設立される株式会社の発起人に係る会社法第三十三条第十項第一号の規定の適用については、同号中「超えない場合」とあるのは、「超えない場合並びに産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十六条第一項に規定する場合」とする。

2 前項の場合における商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第四十七条第二項の規定の適用については、同項中「次の書面」とあるのは、「次の書面(第四号に掲げる書面を除く。 )及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十六条第一項に規定する認定計画に従つた財産の出資又は譲渡であることを証する書面」とする。

(株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例)

第二十七条 事業者が認定計画に従つてその財産の全部又は一部を他の株式会社に出資する場合(新株予約権を行使する場合を含む。)における当該他の株式会社については、会社法第二百

をしたものに従つてする行為について、当該認定後の経済事情の変動により事業者間の適正な競争関係を阻害し、並びに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害することとならないよう、相互に緊密に連絡するものとする。

(現物出資及び財産引受の調査に関する特例)

第二十六条 事業者が認定事業再編計画に従つてその財産の全部又は一部を出資し、又は譲渡することにより新たに株式会社を設立する場合における当該新たに設立される株式会社の発起人に係る会社法(平成十七年法律第八十六号)第三十三条第十項第一号の規定の適用については、同号中「超えない場合」とあるのは、「超えない場合並びに産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十六条第一項に規定する場合」とする。

2 前項の場合における商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第四十七条第二項の規定の適用については、同項中「次の書面」とあるのは、「次の書面(第四号に掲げる書面を除く。 )及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十四条第二項に規定する認定事業再編計画に従つた財産の出資又は譲渡であることを証する書面」とする。

(株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例)

第二十七条 事業者が認定事業再編計画に従つてその財産の全部又は一部を他の株式会社に出資する場合(新株予約権を行使する場合を含む。)における当該他の株式会社については、会社

七条第一項から第八項まで及び第二百八十四条第一項から第八項までの規定は、適用しない。

2 前項の場合における商業登記法第五十六条及び第五十七条の規定の適用については、これらの規定中「次の書面」とあるのは、「次の書面（第三号イ及び第四号に掲げる書面を除く。）及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十六号第一項に規定する認定計画に従った財産の出資であること」を証する書面」とする。

（特別支配会社への事業譲渡等に関する特例）

第二十八条 認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者（以下この節において「認定事業者」という。）の特定関係事業者（関係事業者であつて、当該認定事業者及び当該認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社並びに認定計画に係る他の認定事業者及び当該他の認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社）がその総株主の議決権の三分の二以上を有しているものをいう。以下この条において同じ。）である株式会社であつて認定計画に従つて次に掲げる行為（第四号から第七号までに掲げるものにあつては、株式会社とするものに限る。）をするものに係る会社法第四百六十八号第一項、第四百六十九号第二項第二号及び第三項、第七百八十四号第一項、第七百八十五号第二項第二号及び第三項、第七百九十六号第一項並びに第七百九十七号第二項第二号及び第三項の規定の適用については、同法第四百六十八号第一項中「特別支配会社（ある株式会社の総株主の議決権の十分の九（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあつては、その割合））以上を他の会社

法第二百七条第一項から第八項まで及び第二百八十四条第一項から第八項までの規定は、適用しない。

2 前項の場合における商業登記法第五十六条及び第五十七条の規定の適用については、これらの規定中「次の書面」とあるのは、「次の書面（第三号イ及び第四号に掲げる書面を除く。）及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四号第二項に規定する認定事業再編計画に従った財産の出資であること」を証する書面」とする。

（特別支配会社への事業譲渡等に関する特例）

第二十八条 認定事業再編事業者の特定関係事業者（関係事業者であつて、当該認定事業再編事業者及び当該認定事業再編事業者が発行済株式の全部を有する株式会社並びに認定事業再編計画に係る他の認定事業再編事業者及び当該他の認定事業再編事業者が発行済株式の全部を有する株式会社）がその総株主の議決権の三分の二以上を有しているものをいう。以下この条において同じ。）である株式会社であつて認定事業再編計画に従つて次に掲げる行為（第四号から第七号までに掲げるものにあつては、株式会社とするものに限る。）をするものに係る会社法第四百六十八号第一項、第四百六十九号第二項第二号及び第三項、第七百八十四号第一項、第七百八十五号第二項第二号及び第三項、第七百九十六号第一項並びに第七百九十七号第二項第二号及び第三項の規定の適用については、同法第四百六十八号第一項中「特別支配会社（ある株式会社の総株主の議決権の十分の九（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあつては、その割合））以上を他の会社及び当該他の会社が発行

及び当該他の会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）」とあるのは「特定特別支配会社（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十六条第一項に規定する認定計画においてある株式会社が特定関係事業者（同法第二十八条第一項に規定する特定関係事業者をいう。以下この条において同じ。）である場合における当該特定関係事業者に係る同法第二十八条第一項に規定する認定事業者若しくは当該認定事業者の他の特定関係事業者又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該他の認定事業者の特定関係事業者をいう。以下同じ。）」と、同法第四百六十九条第二項第二号及び第三項、第七百八十四条第一項、第七百八十五条第二項第二号及び第三項、第七百九十六条第一項並びに第七百九十七条第二項第二号及び第三項中「特別支配会社」とあるのは「特定特別支配会社」とする。

一〇八（略）

2 認定事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定計画に従つて次に掲げる行為をする場合においては、当該特定関係事業者については、会社法第八百四条第一項の規定は、適用しない。

一 新設合併（当該認定事業者若しくは当該認定事業者の他の特定関係事業者又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該他の認定事業者の特定関係事業者とするものであつて、新設合併により設立する会社が株式会社である場合に限る。）

済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）」とあるのは「特定特別支配会社（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第二項に規定する認定事業再編計画においてある株式会社が特定関係事業者（同法第二十八条第一項に規定する特定関係事業者をいう。以下この条において同じ。）である場合における当該特定関係事業者に係る同法第二十四条第一項に規定する認定事業再編事業者若しくは当該認定事業再編事業者の他の特定関係事業者又は当該認定事業再編計画に係る他の認定事業再編事業者若しくは当該他の認定事業再編事業者をいう。以下同じ。）」と、同法第四百六十九条第二項第二号及び第三項、第七百八十四条第一項、第七百八十五条第二項第二号及び第三項、第七百九十六条第一項並びに第七百九十七条第二項第二号及び第三項中「特別支配会社」とあるのは「特定特別支配会社」とする。

一〇八（略）

2 認定事業再編事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定事業再編計画に従つて次に掲げる行為をする場合においては、当該特定関係事業者については、会社法第八百四条第一項の規定は、適用しない。

一 新設合併（当該認定事業再編事業者若しくは当該認定事業再編事業者の他の特定関係事業者又は当該認定事業再編計画に係る他の認定事業再編事業者若しくは当該他の認定事業再編事業者の特定関係事業者とするものであつて、新設合併により設立する会社が株式会社である場合に限る。）

二 (略)

3 (略)

4 第一項及び第二項の場合における商業登記法第八十条、第八十一条、第八十五条、第八十六条及び第八十九条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十条	次の書面	次の書面並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項又は第二十四条の二第一項の認定（同法第二十四条第一項又は第二十四条の三第一項の変更の認定を含む。以下単に「認定」という。）を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従った吸収合併であることを証する書面
(略)	(略)	(略)

5 認定事業者が認定計画に従ってその特定関係事業者であつて株式会社であるものの株主（当該特定関係事業者及び当該認定

二 (略)

3 (略)

4 第一項及び第二項の場合における商業登記法第八十条、第八十一条、第八十五条、第八十六条及び第八十九条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十条	次の書面	次の書面並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項の認定（同法第二十四条第一項の変更の認定を含む。以下単に「認定」という。）を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従った吸収合併であることを証する書面
(略)	(略)	(略)

5 認定事業再編事業者が認定事業再編計画に従ってその特定関係事業者であつて株式会社であるものの株主（当該特定関係事

事業者（この項の規定により読み替えて適用する会社法第七十九條第一項ただし書の規定により当該認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該他の認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社に対してこの項の規定による請求をしないこととする場合にあつては、当該者を含む。）を除く。）の全員に対しその有する当該特定関係事業者の株式の全部を当該認定事業者に売り渡すことを請求する場合における同法第七十九條第二項、第七十九條第三項、第七十九條、第七十九條の二第一項第一号、第四号イ及び第五号並びに第二項、第七十九條の三第一項、第二項及び第四項、第七十九條の四第一項各号、第三項及び第四項、第七十九條の五第一項第一号、第七十九條の六第一項、第三項及び第七項、第七十九條の七、第七十九條の八第二項及び第三項、第七十九條の九、第七十九條の十第一項、第二百十九條第二項第二号及び第四項、第二百七十二條第四項、第二百九十三條第二項第一号及び第四項、第八百四十六條の三並びに第八百七十条第二項第五号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十九條の十第一項、第二百十九條第二項第二号及び第四項、第二百七十二條第四項、第二百九十三條第二項第一号及び第四項、第八百四十六條の三並びに第八百七十条第二項第五号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	特別支配株主（第七十九條第一項に規定する特別支配株主をいう。第	特定特別支配株主（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十六條第一項
---	---------------------------------	--

業者及び当該認定事業再編事業者（この項の規定により読み替えて適用する会社法第七十九條第一項ただし書の規定により当該認定事業再編事業者が発行済株式の全部を有する株式会社又は当該認定事業再編計画に係る他の認定事業再編事業者若しくは当該他の認定事業再編事業者が発行済株式の全部を有する株式会社に対してこの項の規定による請求をしないこととする場合にあつては、当該者を含む。）を除く。）の全員に対しその有する当該特定関係事業者の株式の全部を当該認定事業再編事業者に売り渡すことを請求する場合における同法第七十九條第二項、第七十九條第三項、第七十九條、第七十九條の二第一項第一号、第四号イ及び第五号並びに第二項、第七十九條の三第一項、第二項及び第四項、第七十九條の四第一項各号、第三項及び第四項、第七十九條の五第一項第一号、第七十九條の六第一項、第三項及び第七項、第七十九條の七、第七十九條の八第二項及び第三項、第七十九條の九、第七十九條の十第一項、第二百十九條第二項第二号及び第四項、第二百七十二條第四項、第二百九十三條第二項第一号及び第四項、第八百四十六條の三並びに第八百七十条第二項第五号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十九條の十第一項、第二百十九條第二項第二号及び第四項、第二百七十二條第四項、第二百九十三條第二項第一号及び第四項、第八百四十六條の三並びに第八百七十条第二項第五号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	特別支配株主（第七十九條第一項に規定する特別支配株主をいう。第	特定特別支配株主（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四條第二項
---	---------------------------------	--

	(略)	第百七十九条 第一項
百五十四条第三項 において同じ。)	(略)	特別支配株主完全 子法人に
に規定する認定計画に おいてある株式会社 が特定関係事業者（同法 第二十八条第一項に規 定する特定関係事業者 をいう。以下この条に おいて同じ。）である 場合における当該特定 関係事業者に係る同法 第二十八条第一項に規 定する認定事業者をい う。以下同じ。)	(略)	特定特別支配株主完全 子法人（当該特定特別 支配株主が発行済株式 の全部を有する株式会 社並びに当該認定計画 に係る他の認定事業者 及び当該他の認定事業 者が発行済株式の全部

	(略)	第百七十九条 第一項
百五十四条第三項 において同じ。)	(略)	特別支配株主完全 子法人に
に規定する認定事業再 編計画においてある株 式会社が特定関係事業 者（同法第二十八条第 一項に規定する特定関 係事業者をいう。以下 この条において同じ。 ）である場合における 当該特定関係事業者に 係る同法第二十四条第 一項に規定する認定事 業再編事業者をいう。 以下同じ。)	(略)	特定特別支配株主完全 子法人（当該特定特別 支配株主が発行済株式 の全部を有する株式会 社並びに当該認定事業 再編計画に係る他の認 定事業再編事業者及び 当該他の認定事業再編

(略)	(略)	を有する株式会社をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。
-----	-----	---------------------------------

(株式の併合に関する特例)

第二十九条 認定事業者又はその関係事業者である株式会社が認定計画に従って資本金、資本準備金又は利益準備金の額の減少と同時にを行う株式の併合であつて次の各号のいずれにも該当する場合における会社法第八十条第二項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とする。

一・二 (略)

2 前項の場合における商業登記法第六十一条の規定の適用については、同条中「掲げる書面」とあるのは、「掲げる書面及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十六条第一項に規定する認定計画に従つた株式の併合であることを証する書面」とする。

(株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株式の発行等に関する特例)

第三十条 認定事業者である株式会社が認定計画に従つて譲渡に

(略)	(略)	事業者が発行済株式の全部を有する株式会社をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。
-----	-----	---

(株式の併合に関する特例)

第二十九条 認定事業再編事業者又はその関係事業者である株式会社が認定事業再編計画に従つて資本金、資本準備金又は利益準備金の額の減少と同時にを行う株式の併合であつて次の各号のいずれにも該当する場合における会社法第八十条第二項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とする。

一・二 (略)

2 前項の場合における商業登記法第六十一条の規定の適用については、同条中「掲げる書面」とあるのは、「掲げる書面及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第二項に規定する認定事業再編計画に従つた株式の併合であることを証する書面」とする。

(株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株式の発行等に関する特例)

第三十条 認定事業再編事業者である株式会社が認定事業再編計

より他の株式会社の株式（外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。以下この項において同じ。）を取得する場合（当該他の株式会社又は当該外国法人がその関係事業者又は外国関係法人でない場合にあつては、当該取得により当該他の株式会社又は当該外国法人をその関係事業者又は外国関係法人としようとする場合に限る。以下この項において同じ。）であつて当該取得の対価として株式の発行若しくは自己株式の処分をするとき、又は認定事業者である株式会社が認定計画に従つてその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいい、会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして主務省令で定める法人に限る。以下この項において同じ。）に対して株式の発行若しくは自己株式の処分をするとともに当該子会社が当該認定計画に従つて譲渡により他の株式会社の株式を取得する場合であつて当該取得の対価として当該認定事業者である株式会社の株式（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で当該株式に係る権利を表示するもの及び当該有価証券に表示されるべき権利を含む。）を交付するときに於ける当該認定事業者に係る会社法第百九十九条、第二百一条（第一項及び第二項を除く。）、第二百八条及び第四百四十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百九十九条

株式会社は、

産業競争力強化法（平

画）に従つて譲渡により他の株式会社の株式（外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。以下この項において同じ。）を取得する場合（当該他の株式会社又は当該外国法人がその関係事業者又は外国関係法人でない場合にあつては、当該取得により当該他の株式会社又は当該外国法人をその関係事業者又は外国関係法人としようとする場合に限る。以下この項において同じ。）であつて当該取得の対価として株式の発行若しくは自己株式の処分をするとき、又は認定事業者再編事業者である株式会社が認定事業者再編計画に従つてその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいい、会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして主務省令で定める法人に限る。以下この項において同じ。）に対して株式の発行若しくは自己株式の処分をするとともに当該子会社が当該認定事業者再編計画に従つて譲渡により他の株式会社の株式を取得する場合であつて当該取得の対価として当該認定事業者再編事業者である株式会社の株式（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で当該株式に係る権利を表示するもの及び当該有価証券に表示されるべき権利を含む。）を交付するときに於ける当該認定事業者再編事業者に係る会社法第百九十九条、第二百一条（第一項及び第二項を除く。）、第二百八条及び第四百四十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百九十九条

株式会社は、

産業競争力強化法（平

				第一項各号列記以外の部分	
(略)	第二十一条第三項	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	公開会社	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	株式会社	(略)	(略)	(略)	成二十五年法律第九十八号)第二十八條第一項に規定する認定事業者である株式会社は、同法第二十六條第一項に規定する認定計画に従って譲渡による他の株式会社の株式(外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。以下この項において同じ。)の取得の対価として

				第一項各号列記以外の部分	
(略)	第二十一条第三項	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	公開会社	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	株式会社	(略)	(略)	(略)	成二十五年法律第九十八号)第二十四條第一項に規定する認定事業者である株式会社は、同法第二項に規定する認定事業再編計画に従って譲渡による他の株式会社の株式(外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。以下この項において同じ。)の取得の対価として

2 前項の規定により認定事業者である株式会社が行う株式の発行又は自己株式の処分については、会社法第百三十五条第一項、第二百条、第二百一条第一項及び第二項、第二百六条の二並びに第二百十二条の規定は、適用しない。

3 会社法第二百三十四条、第三百九条第二項、第七百九十六条第二項及び第三項、第七百九十七条、第七百九十八条、第八百六十八条から第八百七十六条まで並びに第九百四十条の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二百三十四条 条第一項	(略)	当該株式会社の株式の数	(略)	当該認定事業者である株式会社株式の数
	(略)	同条第二項各号に掲げる場合又は前項ただし書に規定する場合	(略)	特定株式発行等の際してこれらの株式の引受けの申込みをした者に交付する株式の全部又は一部が当該認定事業者である株式会社の譲
第七百九十六条 条第二項各号 列記以外の部分	(略)	同条第二項各号に掲げる場合又は前項ただし書に規定する場合	(略)	特定株式発行等の際してこれらの株式の引受けの申込みをした者に交付する株式の全部又は一部が当該認定事業者である株式会社の譲

2 前項の規定により認定事業者再編事業者である株式会社が行う株式の発行又は自己株式の処分については、会社法第百三十五条第一項、第二百条、第二百一条第一項及び第二項、第二百六条の二並びに第二百十二条の規定は、適用しない。

3 会社法第二百三十四条、第三百九条第二項、第七百九十六条第二項及び第三項、第七百九十七条、第七百九十八条、第八百六十八条から第八百七十六条まで並びに第九百四十条の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二百三十四条 条第一項	(略)	当該株式会社の株式の数	(略)	当該認定事業者再編事業者である株式会社の株式の数
	(略)	同条第二項各号に掲げる場合又は前項ただし書に規定する場合	(略)	特定株式発行等の際してこれらの株式の引受けの申込みをした者に交付する株式の全部又は一部が当該認定事業者再編事業者である株式
第七百九十六条 条第二項各号 列記以外の部分	(略)	同条第二項各号に掲げる場合又は前項ただし書に規定する場合	(略)	特定株式発行等の際してこれらの株式の引受けの申込みをした者に交付する株式の全部又は一部が当該認定事業者再編事業者である株式

	<p>第七百九十六条第二項第一号</p>		<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>イ 吸収合併消滅株式会社若しくは株式交換完全子会社の株主、吸収合併消滅持分会社の社員又は吸収分割会社（以下この号において「消滅会社等の株主等」という。）に対して交付する存続株式会社等の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額</p> <p>ロ 消滅会社等の株主等に対して</p>	<p>渡制限株式会社である場合であつて、当該認定事業者である株式会社が公開会社でないとき</p>
		<p>特定株式発行等の際してこれらの株式の引受けの申込みをした者に交付する当該認定事業者である株式会社の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額</p>		
	<p>第七百九十六条第二項第一号</p>		<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>イ 吸収合併消滅株式会社若しくは株式交換完全子会社の株主、吸収合併消滅持分会社の社員又は吸収分割会社（以下この号において「消滅会社等の株主等」という。）に対して交付する存続株式会社等の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額</p> <p>ロ 消滅会社等の株主等に対して</p>	<p>会社の譲渡制限株式会社である場合であつて、当該認定事業再編事業者である株式会社が公開会社でないとき</p>
		<p>特定株式発行等の際してこれらの株式の引受けの申込みをした者に交付する当該認定事業再編事業者である株式会社の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額</p>		

		第七百九十六 条第二項第二 号		
当該存続株式会社	存続株式会社等に (略)	(略)	存続株式会社等	交付する存続株 式会社等の社債 、新株予約権又 は新株予約権付 社債の帳簿価額 の合計額 ハ 消滅会社等の 株主等に対して 交付する存続株 式会社等の株式 等以外の財産の 帳簿価額の合計 額
当該認定事業者である	当該認定事業者である 株式会社	(略)	当該認定事業者である 株式会社	

		第七百九十六 条第三項		
当該存続株式会社	存続株式会社等に (略)	(略)	存続株式会社等	交付する存続株 式会社等の社債 、新株予約権又 は新株予約権付 社債の帳簿価額 の合計額 ハ 消滅会社等の 株主等に対して 交付する存続株 式会社等の株式 等以外の財産の 帳簿価額の合計 額
当該認定事業再編事業	当該認定事業再編事業 者である株式会社	(略)	当該認定事業再編事業 者である株式会社	

第七百九十七	(略)		第七百九十七 条第一項			
(略)	(略)		除く。)	存続株式会社等	(略)	等
(略)	(略)	除く。又は当該認定 事業者が金融商品取引 所(金融商品取引法第 二条第十六項に規定す る金融商品取引所をい い、これに類するもの として外国の法令に基 づき設立されたものを 含む。第三項において 同じ。)に上場されて いる株式を発行してい る株式会社である場合	除く。又は当該認定 事業者が金融商品取引 所(金融商品取引法第 二条第十六項に規定す る金融商品取引所をい い、これに類するもの として外国の法令に基 づき設立されたものを 含む。第三項において 同じ。)に上場されて いる株式を発行してい る株式会社である場合	当該認定事業者である 株式会社	(略)	株式会社

第七百九十七	(略)		第七百九十七 条第一項			
(略)	(略)		除く。)	存続株式会社等	(略)	等
(略)	(略)	除く。又は当該認定 事業者が金融商品取引 所(金融商品取引法第 二条第十六項に規定す る金融商品取引所をい い、これに類するもの として外国の法令に基 づき設立されたものを 含む。第三項において 同じ。)に上場されて いる株式を発行してい る株式会社である場合	除く。又は当該認定 事業者が金融商品取引 所(金融商品取引法第 二条第十六項に規定す る金融商品取引所をい い、これに類するもの として外国の法令に基 づき設立されたものを 含む。第三項において 同じ。)に上場されて いる株式を発行してい る株式会社である場合	当該認定事業者再編事業 者である株式会社	(略)	者である株式会社

第七百九十七 条第四項第二 号	存続株式会社等 (略)	第七百九十七 条第四項第一 号	存続株式会社等	第七百九十七 条第三項	存続株式会社等 (略)	条第二項第一 号イ	当該存続株式会社 等
						当該認定事業者である 株式会社	当該認定事業者である 株式会社

第七百九十七 条第四項第二 号	存続株式会社等 (略)	第七百九十七 条第四項第一 号	存続株式会社等	第七百九十七 条第三項	存続株式会社等 (略)	条第二項第一 号イ	当該存続株式会社 等
						当該認定事業再編事業 者である株式会社	当該認定事業再編事業 者である株式会社

(略)	第七百九十七 条第六項及び 第七項	(略)	存続株式会社等	(略)	当該認定事業者である 株式会社
(略)	第七百九十八 条第一項及び 第二項	(略)	存続株式会社等	(略)	当該認定事業者である 株式会社
(略)	第七百九十八 条第四項	(略)	存続株式会社等	(略)	当該認定事業者である 株式会社
(略)	第七百九十八 条第五項	等	当該存続株式会社 株式会社等は	当該認定事業者である 株式会社	当該認定事業者である 株式会社

(略)	第七百九十七 条第六項及び 第七項	(略)	存続株式会社等	(略)	当該認定事業再編事業 者である株式会社
(略)	第七百九十八 条第一項及び 第二項	(略)	存続株式会社等	(略)	当該認定事業再編事業 者である株式会社
(略)	第七百九十八 条第四項	(略)	存続株式会社等	(略)	当該認定事業再編事業 者である株式会社
(略)	第七百九十八 条第五項	等	当該存続株式会社 株式会社等は	当該認定事業再編事業 者である株式会社	当該認定事業再編事業 者である株式会社

4 第一項の場合における商業登記法第五十六条の規定の適用については、同条中「次の書面」とあるのは、「次の書面（第三号イ及び第四号に掲げる書面を除く。）及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項又は第二十四条の二第一項の認定（同法第二十四条第一項又は第二十四条の三第一項の変更の認定を含む。）を受けた計画に従った株式の発行であることを証する書面」とする。

5 (略)

(剰余金の配当に関する特例)

第三十一条 認定事業者である株式会社が認定計画に従って特定剰余金配当（剰余金の配当であつて、配当財産が当該認定事業者の關係事業者の株式又は外国關係法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものであるものをいう。次項において同じ。）をする場合における会社法第三百九条第二項、第四百五十九条第一項、第四百六十条第一項及び第四百六十五条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第四百五十九条第一項各号 列記以外の部	会計監査人設置会社	産業競争力強化法第二十八条第一項に規定する認定事業者である会

4 第一項の場合における商業登記法第五十六条の規定の適用については、同条中「次の書面」とあるのは、「次の書面（第三号イ及び第四号に掲げる書面を除く。）及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項の認定（同法第二十四条第一項の変更の認定を含む。）を受けた計画に従った株式の発行であることを証する書面」とする。

5 (略)

(剰余金の配当に関する特例)

第三十一条 認定事業再編事業者である株式会社が認定事業再編計画に従って特定剰余金配当（剰余金の配当であつて、配当財産が当該認定事業再編事業者の關係事業者の株式又は外国關係法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものであるものをいう。次項において同じ。）をする場合における会社法第三百九条第二項、第四百五十九条第一項、第四百六十条第一項及び第四百六十五条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第四百五十九条第一項各号 列記以外の部	会計監査人設置会社	産業競争力強化法第二十四条第一項に規定する認定事業再編事業者

分		計監査人設置会社
(略)	(略)	(略)

2 前項の場合において、認定事業者である株式会社（会社法第四百五十九条第一項の規定による定款の定めがあるものに限る。）の定款には、特定剰余金配当に係る同法第四百五十四条第一項各号及び同条第四項各号に掲げる事項を取締役会が定めることができる旨の定めがあるものとみなす。

（事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等）

第三十二条 事業者であつて株式会社であるもの（以下この項及び第四項において単に「会社」という。）は、認定計画に従つて行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者（当該会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該会社に対して有しないこととなる者をいう。以下この条において同じ。）に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。

2  
3  
4 (略)

分		である会計監査人設置会社
(略)	(略)	(略)

2 前項の場合において、認定事業再編事業者である株式会社（会社法第四百五十九条第一項の規定による定款の定めがあるものに限る。）の定款には、特定剰余金配当に係る同法第四百五十四条第一項各号及び同条第四項各号に掲げる事項を取締役会が定めることができる旨の定めがあるものとみなす。

（事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等）

第三十二条 事業者であつて株式会社であるもの（以下この項及び第四項において単に「会社」という。）は、認定事業再編計画に従つて行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者（当該会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該会社に対して有しないこととなる者をいう。以下この条において同じ。）に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。

2  
3  
4 (略)

(中小企業投資育成株式会社の特例)

第三十三条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、認定特別事業再編事業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社(認定特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置(当該認定特別事業再編計画に第二十四条の二第五項の措置に関する事項の記載がある場合)にあつては、当該措置を含む。次条第二号及び第三十五条第一項第三号において同じ。)を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等(同法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この項において同じ。)を引き受け、当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)を保有する事業を行うことができる。

2 前項の規定により中小企業投資育成株式会社が行う事業は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第二号に掲げる事業とみなす。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編円滑化業務)

第三十四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業再編を円滑化するため、次の各号に掲げる者が当該各号に定める資金を調達するために発行する社債(社債、株式等の振替に関する

(投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例)

第三十三条 投資事業有限責任組合の組合員は、事業再編を円滑化するため、組合契約において、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項各号に掲げる事業のほか、各当事者が共同で、外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものであつて、外国関係法人(認定事業再編計画において外国関係法人が行う措置に関する計画が含まれている場合における当該外国関係法人に限る。)に係るものの取得及び保有の事業を営むことを約することができる。

2 前項に規定する事業を営むことを約した投資事業有限責任組合の組合員に対する投資事業有限責任組合契約に関する法律第七条第四項の規定の適用については、同項中「第三条第一項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第十三条第一項に規定する事業以外の行為」と、「同項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業及び同法第三十三条第一項に規定する事業以外の行為」とする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編円滑化業務)

第三十四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業再編を円滑化するため、認定事業再編事業者又はその関係事業者(以下「認定事業再編事業者等」という。)が認定事業再編計画に

法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第一百一条第一項第六号において同じ。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

一 認定事業再編事業者又はその関係事業者（以下「認定事業再編事業者等」という。） 認定事業再編計画に従って行う事業再編のための措置を行うために必要な資金

二 認定特別事業再編事業者又はその関係事業者（第三十五条第一項第三号及び第四百四十一条第一項において「認定特別事業再編事業者等」という。） 認定特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置を行うために必要な資金

（独立行政法人工業所有権情報・研修館の行う助言業務等）

第三十四条の二 独立行政法人工業所有権情報・研修館は、認定事業再編事業者等である特定中堅企業者（中堅企業者であつて、その成長発展を図るための事業活動を行っているものとして主務省令で定める要件に該当するものをいう。次項並びに次条第一項第一号及び第二号において同じ。）の依頼に応じて、工業所有権の保護及び利用に関し必要な助言を行う。

2 独立行政法人工業所有権情報・研修館は、認定事業再編事業者等である特定中堅企業者に対して、その工業所有権の保護及び利用を図るために必要な助成を行うことができる。

（公庫の行う事業再編促進円滑化業務）

第三十五条 公庫は、公庫法第一条及び第十一条の規定にかかわ

従つて事業再編のための措置を行うために必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第一百一条第一項第六号において同じ。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

（新設）

（新設）

（新設）

（公庫の行う事業再編促進円滑化業務）

第三十五条 公庫は、公庫法第一条及び第十一条の規定にかかわ

らず、指定金融機関に対し、次に掲げる資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務（以下「事業再編促進円滑化業務」という。）を行うことができる。

一 認定事業再編事業者等（特定中堅企業者であるものを除く。）が認定事業再編計画に従って行う事業再編のための措置のうち、合併、保有する施設の撤去又は保有する設備の廃棄、生産性向上設備等の導入その他政令で定めるものを行うのに必要な資金

二 認定事業再編事業者等（特定中堅企業者であるものに限る。）が認定事業再編計画に従って行う事業再編のための措置を行うのに必要な資金

三 認定特別事業再編事業者等が認定特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置を行うのに必要な資金

2

(略)

(事業再編促進円滑化業務実施方針)

第三十六条 公庫は、実施指針（第二十二條第二項第四号に掲げる事項に限る。次條第一項第二号及び第二項において同じ。）に即して、主務省令で定めるところにより、事業再編促進円滑化業務の方法及び条件その他事業再編促進円滑化業務を実施するための方針（以下この條並びに次條第一項第二号及び第二項

らず、指定金融機関に対し、認定事業再編事業者等が認定事業再編計画に従って行う事業再編のための措置のうち、合併、保有する施設の撤去又は保有する設備の廃棄、生産性向上設備等の導入その他政令で定めるもの（第三十七條第一項において「認定事業再編関連措置」という。）を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務（以下「事業再編促進円滑化業務」という。）を行うことができる。

(新設)

(新設)

(新設)

2

(略)

(事業再編促進円滑化業務実施方針)

第三十六条 公庫は、実施指針（第二十二條第二項第三号に掲げる事項に限る。次條第一項第二号及び第二項において同じ。）に即して、主務省令で定めるところにより、事業再編促進円滑化業務の方法及び条件その他事業再編促進円滑化業務を実施するための方針（以下この條並びに次條第一項第二号及び第二項

において「事業再編促進円滑化業務実施方針」という。）を定めなければならない。

2～4 (略)

(指定金融機関の指定)

第三十七条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、第三十五条第一項各号に掲げる資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの（以下「事業再編促進業務」という。）に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、指定金融機関として指定することができる。

一～三 (略)

2～4 (略)

第三十八条～第四十六条 (略)

(課税の特例)

第四十六条の二 認定特別事業再編計画に従って実施される特別事業再編（生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）を行う認定特別事業再編事業者が当該特別事業再編のために行う措置（第二条第十八項第六号に掲げる措置に限る。）として取得をした株式又は持分及び当該特別事業再編に伴う登記については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

において「事業再編促進円滑化業務実施方針」という。）を定めなければならない。

2～4 (略)

(指定金融機関の指定)

第三十七条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、認定事業再編事業者等が認定事業再編計画に従って認定事業再編関連措置を行うのに必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの（以下「事業再編促進業務」という。）に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、指定金融機関として指定することができる。

一～三 (略)

2～4 (略)

第三十八条～第四十六条 (略)

(新設)

第三節 事業再生の円滑化

第四十七条～第六十五条の六 (略)

第四節 場所の定めのない株主総会等の活用

第六十六条 (略)

第五節 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進

第六十七条～第七十五条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第七十六条 技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲を中小企業者に対して行うものに限って第六十八条第一項の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人(一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつてはその設立に際して拋出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拋出されているものに限る。以下この条において「認定一般社団法人等」という。)であつて、技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条ま

第三節 事業再生の円滑化

第四十七条～第六十五条の六 (略)

第四節 場所の定めのない株主総会等の活用

第六十六条 (略)

第五節 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進

第六十七条～第七十五条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第七十六条 技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲を中小企業者に対して行うものに限って第六十八条第一項の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人(一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつてはその設立に際して拋出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拋出されているものに限る。以下この条において「認定一般社団法人等」という。)であつて、技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条ま

での規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十六条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第二条第二十六項に規定する技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金の借入れ」とする。

#### 第七十七条（略）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定技術等情報漏えい防止措置認証機関協力業務）

第七十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施の促進のため、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の依頼に応じて、当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関が行う第二条第二十六項第二号に掲げる業務に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

#### 第七十九条（略）

第四章 株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等

##### 第一節 総則

第八十条～第八十二条（略）

での規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十六条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第二条第二十四項に規定する技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金の借入れ」とする。

#### 第七十七条（略）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定技術等情報漏えい防止措置認証機関協力業務）

第七十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施の促進のため、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の依頼に応じて、当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関が行う第二条第二十四項第二号に掲げる業務に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

#### 第七十九条（略）

第四章 株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等

##### 第一節 総則

第八十条～第八十二条（略）

(株式、社債及び借入金の認可等)

第八十三条 機構は、会社法第九十九条第一項に規定する募集株式(第六十条第一号において「募集株式」という。)、募集新株予約権若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債(第二百二十二条及び同号において「募集社債」という。)を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

第八十四条・第八十五条 (略)

## 第二節 設立

第八十六条〜第九十一条 (略)

## 第三節 管理

第九十二条〜第百条 (略)

## 第四節 業務

(業務の範囲)

(株式、社債及び借入金の認可等)

第八十三条 機構は、会社法第九十九条第一項に規定する募集株式(第六十条第一号において「募集株式」という。)、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。))若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債(第二百二十二条及び同号において「募集社債」という。)を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

第八十四条・第八十五条 (略)

## 第二節 設立

第八十六条〜第九十一条 (略)

## 第三節 管理

第九十二条〜第百条 (略)

## 第四節 業務

(業務の範囲)

第百一条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一〇九 (略)

十 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項の営業秘密及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の開示

十一〇十七 (略)

二〇三 (略)

第百二条〇第六条 (略)

(機構が従うべき支援基準)

第百七条 経済産業大臣は、直接資金供給の対象となる事業者及び当該直接資金供給の内容を決定するに当たって機構が従うべき基準（以下この条及び次条第一項において「支援基準」という。）を定めるものとする。

二〇五 (略)

第百八条・第百九条 (略)

(有価証券の譲渡その他の処分等)  
第百十条 (略)

第百一条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一〇九 (略)

十 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第二項の知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項の営業秘密及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の開示

十一〇十七 (略)

二〇三 (略)

第百二条〇第六条 (略)

(機構が従うべき支援基準)

第百七条 経済産業大臣は、直接資金供給の対象となる事業者及び当該直接資金供給の内容を決定するに当たって機構が従うべき基準（次項及び第三項並びに次条第一項において「支援基準」という。）を定めるものとする。

二〇五 (略)

第百八条・第百九条 (略)

(有価証券の譲渡その他の処分等)  
第百十条 (略)

2 機構は、経済事情、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、令和三十三年三月三十一日までに、保有する全ての有価証券及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

3 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、令和三十三年三月三十一日まででなければならない。

第百十一条 (略)

(機構による特定株式の譲受け)

第百十二条 前条の規定による求めを受けた機構は、当該求めから三月を超えない範囲内において経済産業大臣が指定する期間内に、当該特定株式の全部を譲り受けなければならない。この場合において、機構が譲り受けた当該特定株式は、第二条第二十九項の規定及び当該特定株式について政府が保有すべき旨を定めている他の法令の規定の適用については、なお政府が保有するものとみなす。

25 (略)

第百十三条・第百十四条 (略)

第五節 国の援助等

第百十五条 (略)

2 機構は、経済事情、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、令和十六年三月三十一日までに、保有する全ての有価証券及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

3 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、令和十六年三月三十一日まででなければならない。

第百十一条 (略)

(機構による特定株式の譲受け)

第百十二条 前条の規定による求めを受けた機構は、当該求めから三月を超えない範囲内において経済産業大臣が指定する期間内に、当該特定株式の全部を譲り受けなければならない。この場合において、機構が譲り受けた当該特定株式は、第二条第二十七項の規定及び当該特定株式について政府が保有すべき旨を定めている他の法令の規定の適用については、なお政府が保有するものとみなす。

25 (略)

第百十三条・第百十四条 (略)

第五節 国の援助等

第百十五条 (略)

第六節 財務及び会計

第一百六条〜第二百十条 (略)

第七節 監督

第二百一条〜第二百三条 (略)

第八節 解散等

第二百四条・第二百五条 (略)

第五章 中小企業の活力の再生

第一節 創業等の支援

第二百六条 (略)

(創業支援等事業計画の認定)

第二百七条 (略)

2 (略)

3 創業支援等事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 当該市町村が実施する創業支援等事業と連携して市町村以外の方が実施する創業支援等事業がある場合にあつては、次

第六節 財務及び会計

第一百六条〜第二百十条 (略)

第七節 監督

第二百一条〜第二百三条 (略)

第八節 解散等

第二百四条・第二百五条 (略)

第五章 中小企業の活力の再生

第一節 創業等の支援

第二百六条 (略)

(創業支援等事業計画の認定)

第二百七条 (略)

2 (略)

3 創業支援等事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 当該市町村が実施する創業支援等事業と連携して市町村以外の方が実施する創業支援等事業がある場合にあつては、次

に掲げる事項

イ〜ハ (略)

ニ 創業支援等事業(第二条第三十二項第二号に係るものに限る。)の実施に当たり、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校その他の教育機関との連携を図る場合にあつては、当該連携に関する事項

四 (略)

4・5 (略)

第二百二十八条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第二百二十九条 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証(中小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する債務の保証であつて、創業者の要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた創業者である中小企業者(第二条第三十一項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。)に係るものについては、同法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小企業者の」とあるのは「中小企業者(産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二条第三十一項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。の)」と、「保険価額の合計額が八千万円」とあるのは「同法第二百二十九条第一項に規定する創業関連保証(以下「創業関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ三千五百万円及

に掲げる事項

イ〜ハ (略)

ニ 創業支援等事業(第二条第三十項第二号に係るものに限る。)の実施に当たり、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校その他の教育機関との連携を図る場合にあつては、当該連携に関する事項

四 (略)

4・5 (略)

第二百二十八条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第二百二十九条 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証(中小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する債務の保証であつて、創業者の要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた創業者である中小企業者(第二条第二十九項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。)に係るものについては、同法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小企業者の」とあるのは「中小企業者(産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二条第二十九項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。の)」と、「保険価額の合計額が八千万円」とあるのは「同法第二百二十九条第一項に規定する創業関連保証(以下「創業関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ三千五百万円及

び八千万円」と、同条第三項中「当該借入金の額のうち保証をした額が八千万円（当該債務者」とあるのは「創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該借入金の額のうち保証をした額がそれぞれ三千五百万円及び八千万円（創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、「八千万円から」とあるのは「それぞれ三千五百万円及び八千万円から」とする。

2 第二条第三十一項第二号に掲げる創業者であつて新たに会社（中小企業者に限る。以下この項において同じ。）を設立したもの（以下この項において「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させるときは、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して五年を経過するまでの間は、当該会社を、同条第三十一項第四号に掲げる創業者とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「三千五百万円及び八千万円」と、「とあるのは「三千五百万円（当該中小企業者を設立した会社設立創業者（同条第二項に規定する会社設立創業者をいい、当該会社設立創業者が新たに他の会社（中小企業者に限る。）を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該他の会社に承継させるときは、当該他の会社も含む。第三項において同じ。）について既に創業関連保証に係る保険関係が成立している場合にあつては、三千五百万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）及び八千万円」と、「と、「及びその他の保証ごとに、当該債務者」とあるのは「については当該債務者たる中小企業者及び会社設立創業者について、その他の保証については当該債務者」とする。

3 第二条第三十一項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者

び八千万円」と、同条第三項中「当該借入金の額のうち保証をした額が八千万円（当該債務者」とあるのは「創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該借入金の額のうち保証をした額がそれぞれ三千五百万円及び八千万円（創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、「八千万円から」とあるのは「それぞれ三千五百万円及び八千万円から」とする。

2 第二条第二十九項第二号に掲げる創業者であつて新たに会社（中小企業者に限る。以下この項において同じ。）を設立したもの（以下この項において「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させるときは、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して五年を経過するまでの間は、当該会社を、同条第二十九項第四号に掲げる創業者とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「三千五百万円及び八千万円」と、「とあるのは「三千五百万円（当該中小企業者を設立した会社設立創業者（同条第二項に規定する会社設立創業者をいい、当該会社設立創業者が新たに他の会社（中小企業者に限る。）を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該他の会社に承継させるときは、当該他の会社も含む。第三項において同じ。）について既に創業関連保証に係る保険関係が成立している場合にあつては、三千五百万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）及び八千万円」と、「と、「及びその他の保証ごとに、当該債務者」とあるのは「については当該債務者たる中小企業者及び会社設立創業者について、その他の保証については当該債務者」とする。

3 第二条第二十九項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者

であつて、創業関連保証を受けたものについては、当該創業者を中小企業信用保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。

4 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証に係るもののうち、次の各号のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の二第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の八十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の九十」とする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 第二条第三十一項第一号から第三号までに掲げる者に該当する場合において、過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であつたこと。

ロ 第二条第三十一項第四号に掲げる者（第二項の規定により当該者とみなされる会社を含む。）に該当する場合において、当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であつたこと。

二 (略)

であつて、創業関連保証を受けたものについては、当該創業者を中小企業信用保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。

4 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証に係るもののうち、次の各号のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の二第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の八十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の九十」とする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 第二条第二十九項第一号から第三号までに掲げる者に該当する場合において、過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であつたこと。

ロ 第二条第二十九項第四号に掲げる者（第二項の規定により当該者とみなされる会社を含む。）に該当する場合において、当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であつたこと。

二 (略)

## 第三百三十条・第三百三十一条 (略)

## (中小企業信用保険法の特例)

第三百三十二条 中小企業者の特定信用状発行契約に基づく債務については、当該債務を中小企業信用保険法第三条第一項に規定する借入れによる債務とみなして、同法第三条及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証(特定信用状発行契約に基づく債務の保証をいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同法第三条第一項の規定の適用については、同項中「保険価額の合計額が」とあるのは「産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第三十二条第一項に規定する特定信用状関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、「借入金」とあるのは「特定信用状発行契約(同法第二条第三十五項の特定信用状発行契約をいう。)に基づく債務の額(当該中小企業者の外国関係法人(同法第二条第十六項の外国関係法人をいう。)の外国銀行等(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四条第三項の外国銀行等をいう。)からの借入金の額に相当する額に限る。)のうち保証をした額(特殊保証の場合は限度額)の総額と借入金」と、「総額が」とあるのは「総額とがそれぞれ」とする。

2 普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定

## 第三百三十条・第三百三十一条 (略)

## (中小企業信用保険法の特例)

第三百三十二条 中小企業者の特定信用状発行契約に基づく債務については、当該債務を中小企業信用保険法第三条第一項に規定する借入れによる債務とみなして、同法第三条及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証(特定信用状発行契約に基づく債務の保証をいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同法第三条第一項の規定の適用については、同項中「保険価額の合計額が」とあるのは「産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第三十二条第一項に規定する特定信用状関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、「借入金」とあるのは「特定信用状発行契約(同法第二条第三十三項の特定信用状発行契約をいう。)に基づく債務の額(当該中小企業者の外国関係法人(同法第二条第十六項の外国関係法人をいう。)の外国銀行等(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四条第三項の外国銀行等をいう。)からの借入金の額に相当する額に限る。)のうち保証をした額(特殊保証の場合は限度額)の総額と借入金」と、「総額が」とあるのは「総額とがそれぞれ」とする。

2 普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定

の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

	第三条第三項	(略)
(略)	借入金の額	(略)
(略)	特定信用状発行契約（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号） <u>第二条第三十五項</u> の特定信用状発行契約をいう。以下同じ。）に基づく債務の額（中小企業者の外国関係法人（同法第二条第十六項の外国関係法人をいう。以下同じ。）の外国銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号） <u>第四条第三項</u> の外国銀行等をいう。以下同じ。）からの借入金の額に相当する額に限る。以下同じ。）	(略)

の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

	第三条第三項	(略)
(略)	借入金の額	(略)
(略)	特定信用状発行契約（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号） <u>第二条第三十三項</u> の特定信用状発行契約をいう。以下同じ。）に基づく債務の額（中小企業者の外国関係法人（同法第二条第十六項の外国関係法人をいう。以下同じ。）の外国銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号） <u>第四条第三項</u> の外国銀行等をいう。以下同じ。）からの借入金の額に相当する額に限る。以下同じ。）	(略)

(略)

(略)

(略)

## 第二節 中小企業再生支援体制の整備

第三百三十三条～第四百十条 (略)

### 第六章 雑則

(資金の確保)

第四百四十一条 国は、認定事業再編事業者等若しくは認定特別事業再編事業者等が認定事業再編計画若しくは認定特別事業再編計画に従って事業再編若しくは特別事業再編のための措置を行い、又は認定新技術等実証実施者、認定新事業活動実施者、認定外部経営資源活用促進投資事業者、認定特定研究成果活用支援事業者、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者、認定特定新需要開拓事業活動実施者、認定事業適応事業者、認定市町村若しくは認定連携創業支援等事業者が認定新技術等実証計画、認定新事業活動計画、認定外部経営資源活用促進投資事業計画、認定特定研究成果活用支援事業計画、認定革新的技術研究成果活用事業活動計画、認定特定新需要開拓事業活動計画、認定事業適応計画若しくは認定創業支援等事業計画に従って新技術等実証、新事業活動、外部経営資源活用促進投資事業、特定研究成果活用支援事業、革新的技術研究成果活用事業活動、特定新需要開拓事業活動、事業適応若しくは創業支援等事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

(略)

(略)

(略)

## 第二節 中小企業再生支援体制の整備

第三百三十三条～第四百十条 (略)

### 第六章 雑則

(資金の確保)

第四百四十一条 国は、認定事業再編事業者等が認定事業再編計画に従って事業再編のための措置を行い、又は認定新技術等実証実施者、認定新事業活動実施者、認定特定新事業開拓投資事業組合、認定外部経営資源活用促進投資事業者、認定特定研究成果活用支援事業者、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者、認定事業適応事業者、認定市町村若しくは認定連携創業支援等事業者が認定新技術等実証計画、認定新事業活動計画、認定特定新事業開拓投資事業計画、認定外部経営資源活用促進投資事業計画、認定特定研究成果活用支援事業計画、認定革新的技術研究成果活用事業活動計画、認定事業適応計画若しくは認定創業支援等事業計画に従って新技術等実証、新事業活動、特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業、特定研究成果活用支援事業、革新的技術研究成果活用事業活動、事業適応若しくは創業支援等事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

2 (略)

(雇用の安定等)

第百四十二条 認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者(以下この条及び第百四十六条において「認定再編事業者」という。)は、認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画に従つて事業再編又は特別事業再編を実施するに当たつては、その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、当該労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、認定再編事業者の雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国は、認定再編事業者に雇用されていた労働者について、就職のあつせんその他その職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 国及び都道府県は、認定再編事業者の雇用する労働者及び認定再編事業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施その他の能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 国及び都道府県は、認定再編事業者の関連中小企業者について、その新たな経済的環境への適応の円滑化に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第百四十三条 (略)

2 (略)

(雇用の安定等)

第百四十二条 認定事業再編事業者は、認定事業再編計画に従つて事業再編を実施するに当たつては、その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、当該労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、認定事業再編事業者の雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国は、認定事業再編事業者に雇用されていた労働者について、就職のあつせんその他その職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 国及び都道府県は、認定事業再編事業者の雇用する労働者及び認定事業再編事業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施その他の能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 国及び都道府県は、認定事業再編事業者の関連中小企業者について、その新たな経済的環境への適応の円滑化に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第百四十三条 (略)

(報告の徴収)

第百四十四条 主務大臣は、認定新技術等実証実施者、認定新事業活動実施者、認定外部経営資源活用促進投資事業者（当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員）、認定特定研究成果活用支援事業者（当該認定特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員）、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者、認定特定新需要開拓事業活動実施者、認定事業適応事業者、認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者に対し、認定新技術等実証計画、認定新事業活動計画、認定外部経営資源活用促進投資事業計画、認定特定研究成果活用支援事業計画、認定革新的技術研究成果活用事業活動計画、認定特定新需要開拓事業活動計画、認定事業適応計画、認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 (略)

(削る)

3・4 (略)

(指定金融機関等に対する報告の徴収等)

第百四十五条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第二十一条の六第一項、第二十一条の二十六第一項又は第三十七条第一項の規定による指定を受けた者（以

(報告の徴収)

第百四十四条 主務大臣は、認定新技術等実証実施者、認定新事業活動実施者、認定外部経営資源活用促進投資事業者（当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員）、認定特定研究成果活用支援事業者（当該認定特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員）は認定事業再編事業者に対し、認定新技術等実証計画、認定新事業活動計画、認定外部経営資源活用促進投資事業計画、認定特定研究成果活用支援事業計画、認定革新的技術研究成果活用事業活動計画、認定事業適応計画又は認定事業再編計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 (略)

3 経済産業大臣は、認定特定新事業開拓投資事業組合の無限責任組合員に対し、認定特定新事業開拓投資事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

4・5 (略)

(指定金融機関等に対する報告の徴収等)

第百四十五条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第二十一条の六第一項、第二十一条の十九第一項又は第三十七条第一項の規定による指定を受けた者（以下

下この項において「指定金融機関等」という。）から革新的技術研究成果活用事業活動支援業務、事業適応促進業務若しくは事業再編促進業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関等の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～5 (略)

(連絡及び協力)

第四百四十六条 主務大臣及び厚生労働大臣は、この法律の施行に当たっては、認定再編事業者に係る労働者の雇用に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

(主務大臣等)

第四百四十七条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣とする。

一～五 (略)

六 特定新需要開拓事業活動計画に関する事項 特定新需要開

拓事業活動計画に係る事業を所管する大臣及び経済産業大臣

七～九 (略)

十 特別事業再編計画に関する事項 特別事業再編計画に係る

事業を所管する大臣

十一～十四 (略)

2・3 (略)

第四百四十八条 (略)

この項において「指定金融機関等」という。）から革新的技術研究成果活用事業活動支援業務、事業適応促進業務若しくは事業再編促進業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関等の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～5 (略)

(連絡及び協力)

第四百四十六条 主務大臣及び厚生労働大臣は、この法律の施行に当たっては、認定事業再編事業者に係る労働者の雇用に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

(主務大臣等)

第四百四十七条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣とする。

一～五 (略)

(新設)

六～八 (略)

(新設)

九～十二 (略)

2・3 (略)

第四百四十八条 (略)

(機構と事業活動の計画の認定等との関係)

第四百九十九条 機構は、特定事業活動支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し、第八条の二第一項の新技術等実証計画の認定、第九条第一項の新事業活動計画の認定、第十六条第一項の外部経営資源活用促進投資事業計画の認定、第二十一条の三第一項の革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定、第二十一条の二十二第一項の事業適応計画の認定、第二十三条第一項の事業再編計画の認定又は第二十四条の二第一項の特別事業再編計画の認定の申請を促すことその他の措置を講ずることにより、これらの施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めなければならない。

第二百五十条 (略)

## 第七章 罰則

第五百十一条～第五百十五条 (略)

第五百十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条の三十又は第四十一条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第二十一条の三十二第一項又は第四十三条第一項の規定による届出をしないで事業適応促進業務若しくは事業再編促進

(機構と事業活動の計画の認定等との関係)

第四百九十九条 機構は、特定事業活動支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し、第八条の二第一項の新技術等実証計画の認定、第九条第一項の新事業活動計画の認定、第十六条第一項の特定新事業開拓投資事業計画の認定、第十七条の二第一項の外部経営資源活用促進投資事業計画の認定、第二十一条の三第一項の革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定、第二十一条の十五第一項の事業適応計画の認定又は第二十三条第一項の事業再編計画の認定の申請を促すことその他の措置を講ずることにより、これらの施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めなければならない。

第二百五十条 (略)

## 第七章 罰則

第五百十一条～第五百十五条 (略)

第五百十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条の二十三又は第四十一条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第二十一条の二十五第一項又は第四十三条第一項の規定による届出をしないで事業適応促進業務若しくは事業再編促進

業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第四百四十四条第一項、第三項又は第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 (略)

第一百五十七条・第一百五十八条 (略)

第一百五十九条 第二十一条の二十五第二項、第二十一条の二十九

第二項、第三十六条第二項又は第四十条第二項の規定に違反して、主務大臣の認可を受けなかった場合には、その違反行為をした公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

第六十条～第六十二条 (略)

業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第四百四十四条第一項又は第三項から第五項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 (略)

第一百五十七条・第一百五十八条 (略)

第一百五十九条 第二十一条の十八第二項、第二十一条の二十二第

二項、第三十六条第二項又は第四十条第二項の規定に違反して、主務大臣の認可を受けなかった場合には、その違反行為をした公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

第六十条～第六十二条 (略)

○投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）

（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一章 総則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「事業者」とは、法人（外国法人（本邦法人又は本邦人がその経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を及ぼすものとして政令で定める者を除く。次条第一項第十一号において同じ。）を除く。）及び事業を行う個人をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(投資事業有限責任組合契約)</p> <p>第三条 投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）は、各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。</p> <p>一 株式会社の設定に際して発行する株式の取得及び保有並びに合同会社又は企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有</p> <p>二 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。以下同じ。）又は合同会社若しくは企業組合の持分の取得及び保有</p>	<p>第一章 総則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「事業者」とは、法人（外国法人を除く。）及び事業を行う個人をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(投資事業有限責任組合契約)</p> <p>第三条 投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）は、各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。</p> <p>一 株式会社の設定に際して発行する株式の取得及び保有並びに企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有</p> <p>二 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は企業組合の持分の取得及び保有</p>

三〇六 (略)

六の二 事業者のために発行される暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。以下この項において同じ。）の取得及び保有

七 (略)

八 前各号の規定により投資事業有限責任組合（次号を除き、以下「組合」という。）がその株式、持分、新株予約権、指定有価証券、金銭債権、暗号資産、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している事業者に対して経営又は技術の指導を行う事業

九・十 (略)

十一 外国人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国人の持分若しくはこれらに類似するもの又は外国人のために発行される暗号資産の取得及び保有であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの

十二 (略)

2 | 前項第一号から第三号まで、第六号又は第八号に掲げる事業に係る株式、持分、新株予約権又は指定有価証券には、前条第一項の政令で定める者については、これらに類似するものであつて外国の法令に準拠するものを含むものとする。

3・4 | (略)

第四条・第五条 (略)

三〇六 (略)

(新設)

七 (略)

八 前各号の規定により投資事業有限責任組合（次号を除き、以下「組合」という。）がその株式、持分、新株予約権、指定有価証券、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している事業者に対して経営又は技術の指導を行う事業

九・十 (略)

十一 外国人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの

十二 (略)

(新設)

2・3 | (略)

第四条・第五条 (略)

第二章 組合員の権利及び義務

第六条〜第七条の二 (略)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第八条 (略)

2 前項の場合においては、無限責任組合員は、組合契約書及び公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人の意見書（貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書に係るものに限る。次項において同じ。）を併せて備えて置かなければならない。

3 (略)

第九条・第十条 (略)

第六章 登記

(組合契約の効力の発生の登記)

第十七条 組合契約が効力を生じたときは、二週間以内に、組合の主たる事務所の所在地において、次の事項を登記しなければならない。

一 第三条第三項第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる事項

二〜四 (略)

第十八条〜第三十三条 (略)

第二章 組合員の権利及び義務

第六条〜第七条の二 (略)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第八条 (略)

2 前項の場合においては、無限責任組合員は、組合契約書及び公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人の意見書（業務報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。次項において同じ。）を併せて備えて置かなければならない。

3 (略)

第九条・第十条 (略)

第六章 登記

(組合契約の効力の発生の登記)

第十七条 組合契約が効力を生じたときは、二週間以内に、組合の主たる事務所の所在地において、次の事項を登記しなければならない。

一 第三条第二項第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる事項

二〜四 (略)

第十八条〜第三十三条 (略)



改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第六条―第十条）</p> <p>第三章 業務等（第十一条―第十三条）</p> <p>第四章 雑則（第十四条）</p> <p>第五章 罰則（第十五条・第十六条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条・第二条（略）</p> <p>（情報・研修館の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）は、発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供、中小企業者（特許法（昭和三十四年法律第二百一十号）第九条の二第二項に規定する中小企業者をいう。第十一条第六号及び第七号において同じ。）及び試験研究機関等（同法第九条の二第三項に規定する試験研究機関等をいう。第十一条第六号及び第七号において同じ。）に対する工業所有権の保護及び利用に関する助言及び助成並びに特</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第六条―第十条）</p> <p>第三章 業務等（第十一条・第十二条）</p> <p>第四章 雑則（第十三条）</p> <p>第五章 罰則（第十四条・第十五条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条・第二条（略）</p> <p>（情報・研修館の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）は、発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的とする。</p>

許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的とする。

第三条の二（第五条）（略）

### 第三章 業務等

（業務の範囲）

第十一条 情報・研修館は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一（五）（略）

六 中小企業者及び試験研究機関等に対する工業所有権の保護及び利用に関する助言を行うこと。

七 中小企業者及び試験研究機関等に対するこれらの者の工業所有権の保護及び利用を図るため必要な資金に充てるための助成金の交付を行うこと。

八・九（略）

十 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十五及び第三十四条の二第一項の規定による助言並びに同条第二項の規定による助成を行うこと。

十一（略）

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、前条

第三条の二（第五条）（略）

### 第三章 業務等

（業務の範囲）

第十一条 情報・研修館は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一（五）（略）

（新設）

（新設）

六・七（略）

（新設）

八（略）

（新設）

第七号及び第十号の規定により情報・研修館が交付する助成金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人工業所有権情報・研修館」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人工業所有権情報・研修館の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項第一号、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人工業所有権情報・研修館」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人工業所有権情報・研修館の事業年度」と読み替えるものとする。

(積立金の処分)

第十三条 情報・研修館は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

254 (略)

第四章 雑則

(積立金の処分)

第十二条 情報・研修館は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

254 (略)

第四章 雑則

第十四条 (略)

第五章 罰則

第十五条 (略)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした情報・研修館の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十三条第一項の規定により経済産業大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

第十三条 (略)

第五章 罰則

第十四条 (略)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした情報・研修館の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十二条第一項の規定により経済産業大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。



和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十五条第三号、第三号の二、第五号、第十号(非化石エネルギー法第十一条第一号に係る部分に限る。)、第十二号(福祉用具法第七条第一号に係る部分に限る。)、第十四号及び第十五号の規定により機構が交付する補助金について準用する。この場合において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の事業年度」と読み替えるものとする。

第十九条 (略)

和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十五条第三号、第五号、第十号(非化石エネルギー法第十一条第一号に係る部分に限る。)、第十二号(福祉用具法第七条第一号に係る部分に限る。)、第十四号及び第十五号の規定により機構が交付する補助金について準用する。この場合において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の事業年度」と読み替えるものとする。

第十九条 (略)

○国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲） 第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 研究所は、前二項の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）<u>第二十一条の十八</u>に規定する業務を行うことができる。</p>	<p>（業務の範囲） 第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 研究所は、前二項の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）<u>第二十一条の十二</u>に規定する業務を行うことができる。</p>

改正案	現行
<p>附則 （新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律による改正前の産業競争力強化法に係る業務の特例）</p> <p>第八条の十 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定（同法附則第一条各号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の産業競争力強化法第十八条の業務及びこれに附帯する業務を行う。</p> <p>第十三条の五 機構は、附則第八条の九各号に掲げる業務ごとに、それぞれの業務を終えた後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額（附則第十四条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行っている金額に限る。）のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。</p>	<p>附則 （新設）</p> <p>第十三条の五 機構は、附則第八条の九各号に掲げる業務ごとに、それぞれの業務を終えた後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額（次条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行っている金額に限る。）のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。</p>

2 (略)

第十三条の六 機構は、附則第八条の十に規定する業務を終えた後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額（次条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行っている金額に限る。）のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めるときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

2 附則第十三条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。

(業務の特例に係る予算等の特例)  
第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の十までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第十七条第一項第三号	含む。	含む。並びに附則第七条の業務、附則第八条の三第一号から第三号までに掲げる業務並

2 (略)

(新設)

(業務の特例に係る予算等の特例)  
第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の九までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第十七条第一項第三号	含む。	含む。並びに附則第七条の業務、附則第八条の三第一号から第三号までに掲げる業務並

(略)	第十九条第二項	(略)	第十八条第一項 第二号	(略)	
(略)	第二項の業務	(略)	附帯する業務	(略)	
(略)	第二項並びに附則第五 条第一項及び第二項、 第六条第一項から第四 項まで並びに第七條か ら第八條の十までの業 務	(略)	附帯する業務並びに附 則第七條、第八條の三 、第八條の五、第八條 の七、第八條の九及び 第八條の十の業務	(略)	びに附則第八條の五、 第八條の七、第八條の 九及び第八條の十の業 務

(略)	第十九条第一項	(略)	第十八条第一項 第二号	(略)	
(略)	第二項の業務	(略)	附帯する業務	(略)	
(略)	第二項並びに附則第五 条第一項及び第二項、 第六条第一項から第四 項まで並びに第七條か ら第八條の九までの業 務	(略)	附帯する業務並びに附 則第七條、第八條の三 、第八條の五、第八條 の七及び第八條の九の 業務	(略)	びに附則第八條の五、 第八條の七及び第八條 の九の業務

第三十五条第二号	(略)	第二十一条第一項	
第二項	(略)	(略)	掲げる業務
第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の十まで	(略)	(略)	掲げる業務、附則第八条の三第一号及び第三号に掲げる業務並びに附則第八条の五、第八条の七、第八条の九及び第八条の十の業務

第三十五条第二号	(略)	第二十一条第一項	
第二項	(略)	(略)	掲げる業務
第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の九まで	(略)	(略)	掲げる業務、附則第八条の三第一号及び第三号に掲げる業務並びに附則第八条の五、第八条の七及び第八条の九の業務

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（歳入及び歳出）            第九十五条 特許特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ、ニ （略）</p> <p>ホ 独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）第十三条第三項の規定による納付金</p> <p>へ （略）</p> <p>二 （略）</p>	<p>（歳入及び歳出）            第九十五条 特許特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ、ニ （略）</p> <p>ホ 独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）第十二条第三項の規定による納付金</p> <p>へ （略）</p> <p>二 （略）</p>

改正案	現行
<p>（預金保険機構等との協力等） 第六十三条 機構は、その業務の実施に当たっては、預金保険機構、特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。）、特定認証紛争解決事業者（産業競争力強化法第二条第二十一項に規定する特定認証紛争解決事業者をいう。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関との協力体制の充実を図りつつ、適正かつ効率的に行うように努めなければならない。</p>	<p>（預金保険機構等との協力等） 第六十三条 機構は、その業務の実施に当たっては、預金保険機構、特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。）、特定認証紛争解決事業者（産業競争力強化法第二条第二十項に規定する特定認証紛争解決事業者をいう。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関との協力体制の充実を図りつつ、適正かつ効率的に行うように努めなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（預金保険機構等との協力等） 第六十一条 機構は、その業務の実施に当たっては、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。）、特定認証紛争解決事業者（産業競争力強化法第二条第二十一項に規定する特定認証紛争解決事業者をいう。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関との協力体制の充実に図りつつ、適正かつ効率的に行うように努めなければならない。</p>	<p>（預金保険機構等との協力等） 第六十一条 機構は、その業務の実施に当たっては、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。）、特定認証紛争解決事業者（産業競争力強化法第二条第二十一項に規定する特定認証紛争解決事業者をいう。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関との協力体制の充実に図りつつ、適正かつ効率的に行うように努めなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（国家公務員退職手当法の特例）</p> <p>第十九条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業（国家戦略特別区域において、創業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）<u>第二条第三十一項第二号</u>、<u>第四条及び第六号に掲げる者</u>をいう。以下この条及び第三十六条の三第一項において同じ。）が行う事業の実施に必要な人材であつて、国の行政機関の職員としての経験を有するものの確保を支援する事業をいう。次項及び別表の七の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）<u>第二条第一項に規定する職員</u>（国の行政機関の職員に限る。以下この項において単に「職員」という。）のうち、内閣官房令で定めるところにより、引き続き創業者（当該区域計画に定められた次項の創業者に限る。）に使用される者（以下この項において「特定被使用者」という。）となるための退職（同法第七条第一項に規定する退職手当の算定の基礎となる勤続期間が三年以上である職員の退職に限り、当該退職が同法第十一条第一号に規定する懲戒免職等処分を受けた職員の退職又は国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十六条の規定による失職若しくはこれに準ずる退職に該当する場合を除く。第三項において「</p>	<p>（国家公務員退職手当法の特例）</p> <p>第十九条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業（国家戦略特別区域において、創業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）<u>第二条第二十九項第二号</u>、<u>第四条及び第六号に掲げる者</u>をいう。以下この条及び第三十六条の三第一項において同じ。）が行う事業の実施に必要な人材であつて、国の行政機関の職員としての経験を有するものの確保を支援する事業をいう。次項及び別表の七の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）<u>第二条第一項に規定する職員</u>（国の行政機関の職員に限る。以下この項において単に「職員」という。）のうち、内閣官房令で定めるところにより、引き続き創業者（当該区域計画に定められた次項の創業者に限る。）に使用される者（以下この項において「特定被使用者」という。）となるための退職（同法第七条第一項に規定する退職手当の算定の基礎となる勤続期間が三年以上である職員の退職に限り、当該退職が同法第十一条第一号に規定する懲戒免職等処分を受けた職員の退職又は国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十六条の規定による失職若しくはこれに準ずる退職に該当する場合を除く。第三項において「</p>

特定退職」という。)をし、かつ、引き続き特定被使用者となつた者であつて、引き続き特定被使用者として在職した後特定被使用者となつた日から起算して三年を経過した日までに再び職員となつたもの(特定被使用者として在職した後引き続き職員となつた者及びこれに準ずる者として内閣官房令で定める者に限る。以下この条において「再任用職員」という。)が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続きいたものとみなす。

2  
2  
9  
(略)

特定退職」という。)をし、かつ、引き続き特定被使用者となつた者であつて、引き続き特定被使用者として在職した後特定被使用者となつた日から起算して三年を経過した日までに再び職員となつたもの(特定被使用者として在職した後引き続き職員となつた者及びこれに準ずる者として内閣官房令で定める者に限る。以下この条において「再任用職員」という。)が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続きいたものとみなす。

2  
2  
9  
(略)



第五項」とあるのは「第二条第六項」と、同条第二項中「が連結事業年度」とあるのは「が所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「令和二年旧措置法」という。）第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条において「連結事業年度」という。）」と、「第六十八条の四十三の二第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）附則第七十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（第七項及び第九項において「旧効力措置法」という。）第六十八条の四十三の二第一項」と、「連結所得」とあるのは「令和二年旧措置法第二条第二項第二十二号に規定する連結所得」と、同条第七項中「第六十八条の四十三の二第七項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十三の二第七項」と、同条第九項中「第六十八条の四十三の二第九項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十三の二第九項」と、同条第十項中「前条第一項」とあるのは「令和二年旧措置法第五十五条第一項」と、「規定（）」とあるのは「規定（令和二年旧措置法）」とする。

の四十三の二第一項」と、「連結所得」とあるのは「令和二年旧措置法第二条第二項第二十二号に規定する連結所得」と、同条第七項中「第六十八条の四十三の二第七項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十三の二第七項」と、同条第九項中「第六十八条の四十三の二第九項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十三の二第九項」と、同条第十項中「前条第一項」とあるのは「令和二年旧措置法第五十五条第一項」と、「規定（）」とあるのは「規定（令和二年旧措置法）」とする。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（鉱山保安法等の一部改正） 第三百一条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>一〇二十九（略）</p> <p>三十 独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）第十五条</p> <p>三十一〇四十五（略）</p>	<p>（鉱山保安法等の一部改正） 第三百一条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>一〇二十九（略）</p> <p>三十 独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）第十四条</p> <p>三十一〇四十五（略）</p>